

第2次大船渡市子どもの読書活動推進計画(素案)の概要

第1章 基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

- ・ 平成28年(2016年)策定「大船渡市子どもの読書活動推進計画」→令和2年度(2020年)終了
- ・ 児童・生徒アンケート結果 → 高学年ほど読書時間は減少傾向
- ・ 市立図書館から小・中学校への団体貸出 → 増加傾向
- ・ 本市における子どもの読書活動推進の指針

4 計画の期間 令和3年度～7年度(5年間)

5 「子ども」の定義 本市に在住する乳幼児、児童・生徒等、「おおむね18歳までの者」

第2章 子どもの読書活動の意義

1 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動の推進に関する法律第2条・基本理念

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの

2 子どもの発達段階(年齢)と読書活動

発達段階(年齢)に応じて、継続的にその習慣を身に付けることが重要

乳幼児期・小学生(低学年～高学年)・中学生・高校生

周囲の適切な支援が重要 → 本に親しむ習慣

第3章 本市における現状と課題

1 児童・生徒アンケート調査

〔対象期間〕令和2年8月(夏休みを中心)の読書について、令和2年12月～令和3年1月調査

(1) 1か月に1冊以上本を読んだ児童・生徒の割合

小学生 → ほぼすべての児童が読書

中学生以上 → 割合が低下 ※中学2年生……県平均を約5ポイント下回る
高校2年生……「不読書」生徒4割

(2) 1か月に1冊以上本を読んだ児童・生徒の1人平均読書冊数

高学年になるほど減少

年代によって読む本の内容、ページ数などにも変化

部活動やインターネット利用(視聴)など → 読書以外に費やす時間が増加

各学年とも県平均に比べると「読書冊数は少ない」

(3) 読書についての子どもの意識

「大切だと思う」「どちらかという大切な」 → すべての学年で90%超

「どちらかという大切な」「大切な」 → 年齢が上がるにつれて増加
特に中学2年生では6.6%

(4) 子どもが普段の生活で時間をかけていること(複数回答)

年齢上昇 → 読書時間減少

活動の広がり、パソコンやスマートフォンなどの活用

2 学校図書館等の状況

(1) 小・中学校及び高等学校の蔵書状況

学校図書館蔵書数 16校中11校(68.8%)で国の標準冊数超え

蔵書中、年数経過、修繕困難、内容(情報)が古い → 適切な除籍(廃棄)必要

(2) 小・中学校図書購入費の推移

図書購入費(新刊)は、児童・生徒数の減少 → 小・中学校ともに減少傾向

(3) 図書支援活動地域ボランティア

小・中学校図書館で図書の整理や修繕・除籍(廃棄)等の支援 → 継続的配置希望

3 市立図書館の蔵書・利用状況等

(1) 総蔵書数及び児童書数の推移

総蔵書数……おおむね毎年 3,000 冊前後の増加(増加率 2%前後)
小学生以下向けの「児童書」……48,105 冊(30.8%)

岩手県内の市立図書館 33 館平均 28.6%

(2) 図書購入費の推移

近年の図書購入額 約 170 円/人(人口比) 岩手県内の市立図書館 33 館平均 157.1 円/人

(3) 市立図書館の「延べ貸出者数」及び「延べ貸出冊数」の推移(平成 27~令和元/4 年間)

延べ貸出者数(元年度) 21,077 人 (県内の市立図書館 33 館平均 28,723 人)
(推移) ▲ 5,397 人(▲20.4%) 年平均▲1,349 人(▲5.1%)

延べ貸出冊数(元年度) 100,103 冊 (県内の市立図書館 33 館平均 111,723 冊)
(推移) ▲30,172 冊(▲23.2%) 年平均▲7,543 冊(▲5.8%)

総人口(元年度) 35,471 人
(推移) ▲ 2,696 人(▲ 7.1%) 年平均▲ 674 人(▲1.8%)

4 前計画で設定した指標の到達状況

(1) 成果指標 読書への意識や読書量 → 前回調査(平成 27 年度)より数値的には上昇

(2) 事業指標 学校図書館の蔵書数 → 中学校で標準を下回った学校が多い
学校統合に向けた計画的な除籍

市立図書館の蔵書数 → 毎年 3,000 冊前後の増加

5 データ等から見える課題

(1) 読書に関心を持たせ習慣づけること

- ① 幼少期からの保護者や読書ボランティア団体による読み聞かせ
- ② 小学校(特に低学年)段階での保護者も含めた家族内読書
- ③ 学校における教職員からのアドバイス(本の紹介)
- ④ 学校での読書イベントにおける、児童・生徒相互の本の紹介意見・感想発表
- ⑤ 時宜に即した企画
- ⑥ 読書時間の確保

(2) 学校図書館における読書環境の充実

- ① 継続的な新刊購入及び適切な除籍(廃棄)
- ② 教職員や図書支援活動地域ボランティアによる館内環境の改善(蔵書整理を含む)

(3) 市立図書館における利用促進の働きかけ

- ① 継続的な新刊購入及び適切な除籍(廃棄)
- ② 図書(館)情報の周知(学校・こども園等を含む)
- ③ 移動図書館「かもしか号」の利用促進

第 4 章 基本的な方針と取組(家庭・地域・学校等の役割と取組)

推進法第 2 条・基本理念

すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備を推進 → 家庭、地域、学校等

1 子どもが本に親しむ環境づくり

(1) 子どもの周囲の大人の役割

保護者や学校、読書ボランティアなどの役割が重要

- ・ 子どもが興味を持つような本の紹介
- ・ 自らが体験した読書の魅力を伝え、読書へ導く

(2) 発達段階(年齢)に応じた読書環境の構築

- ① 人的環境 家庭・地域・学校など周囲からのさまざまな働きかけ
- ② 物的環境 さまざまな分野から本を選択
学校図書館及び市立図書館における蔵書の充実や施設・設備等の整備

- 2 家庭・地域・学校等の連携・協力
 - (1) 「地域学校協働活動」及び「教育振興運動」と連動した取組
 - (2) 読書の感動や楽しさを共有する取組
 - ・ 心を揺り動かされた本との出会いは貴重な体験
 - ・ 感動や楽しさを子ども同士又は保護者や周囲の大人と共有
- 3 学校図書館及び市立図書館における魅力ある図書の提供
 - ・ 学校図書館・市立図書館・移動図書館「かもしか号」の利用
 - ・ 新刊・「普遍的な価値を持つ本」や興味を抱くような本 → 蔵書の充実
 - ・ 適正な蔵書管理 → 除籍(廃棄)又は買替え
 - ・ 校内読書関連行事における児童・生徒による図書・感想紹介
 - ・ 市立図書館の企画展示や「おはなし会」など
- 4 家庭・地域・学校等における役割と取組 (省略)
- 5 読書活動推進の中核となる蔵書及び施設の充実
 - (1) 学校図書館の充実
 - ① 「学校図書館図書標準」に基づく蔵書数の確保及び図書資料の適正な更新
※ 標準冊数の維持にとらわれず、適正な除籍を行う。
 - ② 市立図書館との連携による児童・生徒への図書提供
 - ③ 市内の読書ボランティアの協力による読み聞かせの実施・拡充
 - ④ 児童・生徒による自主的な「図書委員会」活動に対する指導・助言
 - (2) 市立図書館の充実
 - ① 移動図書館車「かもしか号」巡回 → 小・中学校、こども園・保育園等
 - ② 読書ボランティア → 「おはなし会」等の拡充
 - ③ 子ども向け図書の企画展示
 - ④ 市広報紙、ホームページ、SNSなどを活用した読書推進情報の発信
 - (3) 関係機関との連携・協力及び推進体制の整備・充実
 - ① 読書ボランティア等との連携
 - ② 公的関係機関、「読書週間」等の全国的・全県的な取組との連携
 - ③ 市立図書館との読書推進に関する情報共有など
- 6 計画の目標
 - (1) 子どもの読書への意識及び読書状況 小学2・5年生、中学2年生へのアンケート予定
 - ①読書の重要性
 - ②読書者の割合
 - ③読書冊数
 - (2) 市民1人あたりの図書貸出冊数(市立図書館)
 - (3) 市立図書館蔵書数
- 7 計画の推進体制
 毎年の目標到達状況を把握 → 図書館協議会において評価・検証 → 結果の公表

□ 参考資料 □

図書選定基準(全国学校図書館協議会)

学校図書館図書廃棄規準(全国学校図書館協議会)

大船渡市立図書館資料収集方針

大船渡市立図書館資料除籍基準

子どもの読書活動推進に関する取組……学校・こども園等・ボランティア団体・市立図書館の事業

□ 第2次大船渡市子ども読書活動推進計画改定案の現行計画との比較 □

(1) 表示項目

【現行計画】(平成28年3月策定)	【第2次計画・案】(令和3年3月策定見込み)
<p>第1章 計画の基本的な考え方</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>2 計画の位置付け</p> <p>3 計画の期間等</p>	<p>第1章 基本的な考え方</p> <p>1 計画改定の趣旨</p> <p>2 国・県の動向</p> <p>(1) 関係法令</p> <p>(2) 国の計画</p> <p>(3) 岩手県の計画</p> <p>3 計画の位置付け</p> <p>4 計画の期間</p> <p>5 「子ども」の定義</p>
<p>第2章 子どもの読書活動の意義と本市の現状</p> <p>1 子どもの読書活動の意義</p> <p>(1) これからの時代に求められる国語力、言語力と読書活動</p> <p>(2) 子どもの発達段階と読書活動</p> <p>2 国及び県の動向</p> <p>(1) 国の動向</p> <p>(2) 県の動向</p> <p>3 本市の現状と課題</p> <p>(1) 「大船渡市子ども読書活動推進プラン」策定に係るアンケート調査</p> <p>① 小学生・中学生の状況</p> <p>ア 1か月で1冊以上本を読んだ児童生徒の割合</p> <p>イ 1か月で1冊以上本を読んだ児童生徒の読書量(1人平均冊数)</p> <p>② 小学5年生、中学2年生の読書冊数対県比較</p> <p>ア 1か月で1冊以上本を読んだ児童生徒の割合</p> <p>イ 1か月で1冊以上本を読んだ児童生徒の1人平均の読書冊数</p> <p>③ 子どもの読書についての意識(学5年生、中学2年生)</p> <p>④ 課題</p> <p>(2) 市立小中学校の現状</p> <p>① 学校図書館の蔵書の状況(平成25年度)</p> <p>(3) 大船渡市立図書館の現状</p> <p>① 児童書の蔵書の現状</p>	<p>第2章 子どもの読書活動の意義</p> <p>1 子どもの読書活動の意義</p> <p>2 子どもの発達段階(年齢)と読書活動</p> <p>(1) 乳幼児期</p> <p>(2) 小学生</p> <p>(3) 中学生・高校生</p> <p>第3章 本市における現状と課題</p> <p>1 子どもの読書状況に関するアンケート調査</p> <p>(1) 1か月に1冊以上本を読んだ児童・生徒の割合</p> <p>(2) 1か月に1冊以上本を読んだ児童・生徒の1人平均読書冊数</p> <p>(3) 読書についての子どもの意識</p> <p>(4) <u>子どもが普段の生活で時間をかけていること</u></p> <p>2 学校図書館の蔵書状況等</p> <p>(1) 小・中学校及び高等学校の蔵書状況</p> <p>(2) <u>小・中学校図書購入費の推移</u></p> <p>(3) <u>小・中学校「図書支援活動地域ボランティア」の配置状況</u></p> <p>(4) <u>こども園・保育園等の蔵書状況</u></p> <p>3 市立図書館の蔵書・利用状況等</p> <p>(1) <u>総蔵書数及び児童書数の推移</u></p> <p>(2) <u>図書購入費の推移</u></p> <p>(3) <u>市立図書館の「延べ貸出者数」及び「延べ貸出冊数」の推移</u></p> <p>4 前計画で設定した指標の到達状況</p> <p>(1) <u>成果指標</u></p> <p>(2) <u>事業指標</u></p> <p>5 <u>データ等から見える課題</u></p> <p>(1) <u>読書に関心を持たせ習慣づけること</u></p> <p>(2) <u>学校図書館における読書環境の充実</u></p> <p>(3) <u>市立図書館における利用促進の働きかけ</u></p>

<p>第3章 子どもの読書活動の推進における基本的な考え方</p> <p>1 子どもが本に親しむ環境づくり</p> <p>(1) 大人の責任と自覚</p> <p>(2) 発達段階に応じた読書環境の整備</p> <p>(3) 子どもの読書活動に関する普及・奨励</p> <p>2 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進</p> <p>(1) 教育振興運動と連動した取組</p> <p>(2) 読書の感動や楽しさを共有する取組</p> <p>第4章 子どもの読書活動の推進における市の取組の方向性</p> <p>1 読書活動推進の中核となる施設の整備・充実</p> <p>(1) 学校図書館の充実</p> <p>(2) 市立図書館の充実</p> <p>2 家庭、地域、学校等における読書活動の推進</p> <p>(1) 家庭における取組の推進</p> <p>(2) 地域における取組の推進</p> <p>(3) 学校等における取組の推進</p> <p>3 関係機関等との連携協力及び推進体制の整備・充実</p> <p>(1) 関係機関等との連携・協力</p> <p>(2) 推進体制の整備・充実</p> <p>(3) 子どもの読書活動の普及・奨励分野における連携・協力</p> <p>4 計画指標</p> <p><成果指標></p> <p>① 「本を読むのが好き」と答えた児童・生徒数の割合</p> <p>② 「読書は大切だ」と答えた児童・生徒の割合</p> <p>③ 1か月に1冊以上本を読んだ児童生徒の割合</p> <p>④ 1か月に読んだ本の冊数</p> <p>⑤ 「市読書感想文コンクール」に取り組む学校等の割合</p> <p><事業指標></p> <p>① 市立図書館蔵書冊数</p> <p>② 学校図書標準を満たす蔵書を有する学校の割合</p>	<p>第4章 基本的な方針と取組(家庭・地域・学校等の役割と取組)</p> <p>1 子どもが本に親しむ環境づくり</p> <p>(1) こどもの周囲の大人の役割</p> <p>(2) 発達段階に応じた読書環境の構築</p> <p>2 家庭・地域・学校等の連携・協力</p> <p>(1) 「<u>地域学校協働活動</u>」及び「<u>教育振興運動</u>」と連動した取組</p> <p>(2) 読書の感動や楽しさを共有する取組</p> <p>3 <u>学校図書館及び市立図書館における魅力ある図書の提供</u></p> <p>4 家庭・地域・学校等における役割と取組</p> <p>※「表」による表示</p> <p>5 読書活動推進の中核となる蔵書及び施設の充実</p> <p>(1) 学校図書館の充実</p> <p>(2) 市立図書館の充実</p> <p>(3) 関係機関との連携・協力及び推進体制の整備・充実</p> <p>6 計画の目標</p> <p>(1) 子どもの読書への意識及び読書状況</p> <p>① 読書の重要性(「読書は大切だ」「どちらかといえば大切だ」と答えた割合)</p> <p>② 読書者の割合(1か月に1冊以上の読書)</p> <p>③ 読書冊数(1か月に読んだ本の1人あたり冊数)合</p> <p>(2) <u>市民1人あたりの図書貸出冊数</u></p> <p>(3) 市立図書館蔵書数</p> <p>7 計画目標の到達状況の確認及び推進体制</p> <p>参考資料</p> <p><u>図書選定基準(全国学校図書館協議会)</u></p> <p><u>学校図書館図書廃棄規準(全国学校図書館協議会)</u></p> <p><u>大船渡市立図書館資料収集方針</u></p> <p><u>大船渡市立図書館資料除籍基準</u></p> <p><u>子どもの読書活動推進に関する取り組み(令和2年度実施事業から)</u> 小学校・中学校・高等学校・こども園等・読書ボランティア団体・市立図書館</p>
--	---

(2) 取組の重点

【現行計画】	【第2次計画・案】
<p>第4章 子どもの読書活動の推進における市の取組の方向性</p> <p>1 読書活動推進の中核となる施設の整備・充実</p> <p>(1) 学校図書館の充実</p> <p>【取組の重点】</p> <p>① 学校図書館図書標準に基づく図書整備率の向上と適正な更新</p> <p>② 学校図書館と地域の読書ボランティアの連携の推進</p> <p>③ 図書委員会活動等に関する支援・指導の充実</p> <p>④ 学校図書館資料の確保と市立図書館と連携した児童生徒への資料提供</p> <p>⑤ 学校図書館運営計画、学校読書指導計画等の充実</p> <p>(2) 市立図書館の充実</p> <p>【取組の重点】</p> <p>① より多くの子どもたちや保護者が図書館サービスを利用できる環境づくり</p> <p>② 小・中学校をはじめ、保育園、こども園、放課後児童クラブ、高等学校を対象とした読書活動推進のためのサービスの充実</p> <p>③ 学校や地域の読書ボランティアの把握と専門的な視点からの活動支援</p> <p>④ 研修の受講や業務を通じた研鑽などによる図書館職員の資質の向上</p>	<p>第4章 基本的な方針と取組(家庭・地域・学校等の役割と取組)</p> <p>5 読書活動推進の中核となる蔵書及び施設の充実</p> <p>(1) 学校図書館の充実</p> <p>【取組の重点】</p> <p>① 「学校図書館図書標準」に基づく蔵書数の確保及び図書資料の適正な更新</p> <p>② 市立図書館との連携による児童・生徒への図書提供</p> <p>③ 市内の読書ボランティアの協力による読み聞かせの実施・拡充</p> <p>④ 児童・生徒による自主的な「図書委員会」活動に対する指導・助言</p> <p>⑤ <u>教職員の読書及び学校図書館利用並びに図書館運営に関する研修の実施</u></p> <p>(2) 市立図書館の充実</p> <p>【取組の重点】</p> <p>① <u>移動図書館「かもしか号」巡回による小・中学校こども園・保育園等への図書の貸出し</u></p> <p>② <u>読書ボランティアの協力による「おはなし会」等の拡充</u></p> <p>③ <u>子ども向け図書の企画展示</u></p> <p>④ <u>外部研修の受講や日常業務を通じた図書館職員としての資質の向上</u></p> <p>⑤ <u>市広報紙・、ホームページ、ツイッター、小・中学校向け「図書館だより」及び館内チラシのほか、「地域のきずなネットワーク(校内・園内連絡網)や地元メディア、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を活用した読書推進に関する情報発信</u></p> <p>(3) 関係機関との連携・協力及び推進体制の整備・充実</p> <p>【取組の重点】</p> <p>① <u>読書ボランティア等との連携の推進</u></p> <p>② <u>公的関係機関との連携協力のほか、「読書週間」等の全国的・全県的な取組との連携</u></p> <p>③ <u>学校、こども園等と市立図書館との読書推進に関する情報共有や意見交換の推進並びに担当教職員の研修機会の拡充</u></p>

第2次

大船渡市子どもの読書活動推進計画

(素案)

令和3年3月22日

大 船 渡 市

大船渡市教育委員会

第2次 大船渡市子どもの読書活動推進計画 【目次】

第1章 基本的な考え方

1	計画改定の趣旨	3
2	国・県の動向	3
3	計画の位置付け	3
	「大船渡市子どもの読書活動推進計画」の他計画との関係図	4
4	計画の期間	4
5	「子ども」の定義	4

第2章 子どもの読書活動の意義

1	子どもの読書活動の意義	5
2	子どもの発達段階(年齢)と読書活動	5

第3章 本市における現状と課題

1	子どもの読書活動に関するアンケート調査	7
2	学校図書館の蔵書状況等	10
3	市立図書館の蔵書・利用状況等	13
4	前計画で設定した指標の到達状況	15
5	データ等から見える課題	15

第4章 基本的な方針と取組(家庭・地域・学校等の役割と取組)

1	子どもが本に親しむ環境づくり	16
2	家庭・地域・学校等の連携・協力	16
3	学校図書館及び市立図書館における魅力ある図書の提供	17
4	家庭・地域・学校等における役割と取組	18
5	読書活動推進の中核となる蔵書及び施設の充実	19
6	計画の目標	21
7	計画の推進体制	21

□ 参 考 資 料 □

図書選定基準(全国学校図書館協議会)	23
学校図書館図書廃棄規準(全国学校図書館協議会)	28
大船渡市立図書館資料収集方針	30
大船渡市立図書館資料除籍基準	31

(別添) 子どもの読書活動に関する取組(令和2年度実施事業から)

第1章 基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

平成28年(2016年)3月に策定した「大船渡市子どもの読書活動推進計画」は、令和2年度(2020年)で計画期間が終了します。

この中では、「子どもが本に親しむ環境づくり」と「家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進」を基本的な考え方として、学校図書館及び市立図書館の充実や各方面での事業推進を掲げてきました。

今回の計画改定にあたり、本市の児童・生徒を対象としたアンケートの結果によれば、パソコンやスマートフォンなどに接する機会が増えてきているほか、高学年ほどスポーツ少年団や部活動に取り組む比重が高まり、読書の時間は全体として少なくなる傾向にあります。

その一方で、児童・生徒数の減少傾向が続く状況にありながらも、学校関係者の読書に対するご理解のもと、市立図書館から小・中学校への団体貸出は増加傾向にあります。

「子ども」を含め、私たちを取り巻く環境は刻々と変化し、さらに昨今においては、「新型コロナウイルス感染症」という大きな不安要素が出現する中、これまでの取組の成果と課題を振り返りながら、本市における子どもの読書活動推進の指針となる新たな計画を改定するものです。

2 国・県の動向

(1) 関係法令

平成13年(2001年)12月、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、各種施策を総合的かつ計画的に推進することで、子どもの健全な成長に資するため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(以下「推進法」という。)が施行されました。

(2) 国の計画

平成14年(2002年)8月、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第一次)」が策定され、現在は、平成30年(2018年)4月に策定された「第4次計画」(計画期間:2022年度までのおおむね5年間)が推進されています。

(3) 岩手県の計画

平成16年(2004年)3月、「岩手県子どもの読書活動推進計画『いわて子ども読書プラン』(第1次)」が策定され、現在は、平成31年(2019年)3月に策定された「第4次計画」(計画期間:2023年度までのおおむね5年間)が推進されています。

この計画では、子どもの読書活動の現状を示した上で、「基本的な考え方」と「重点的な取組」を次のとおりとして、「豊かな本との出会いをとおり、進んで読書に親しむ環境づくり」を目指しています。

【基本的な考え方】

- ① 子どもが本に親しむ環境づくり
- ② 家庭、地域、学校等が連携協力した取組の推進
- ③ 子どもの読書への関心を高める取組の推進

【重点的な取組】

- ① 子どもの発達段階に応じた取組の推進
- ② 子どもの読書への関心を高める取組の推進

3 計画の位置付け

推進法では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定しています(第4条)。

また、「市町村の子どもの読書活動推進計画」について、「市町村は、(国の)子どもの読書活動推進基本計画及び都道府県子どもの読書活動推進計画を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の

推進に関する施策についての計画(市町村子どもの読書活動推進計画)を策定するよう努めなければならない。」と規定されています(第9条第2項)。

本計画は、上記に基づいて策定された、

「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画(第四次)」(国計画)

「第4次岩手県子どもの読書活動推進計画」

及び大船渡市のまちづくりの基本となる、

「大船渡市総合計画 2021・前期基本計画(計画期間：令和3年度～令和7年度)」に加え、

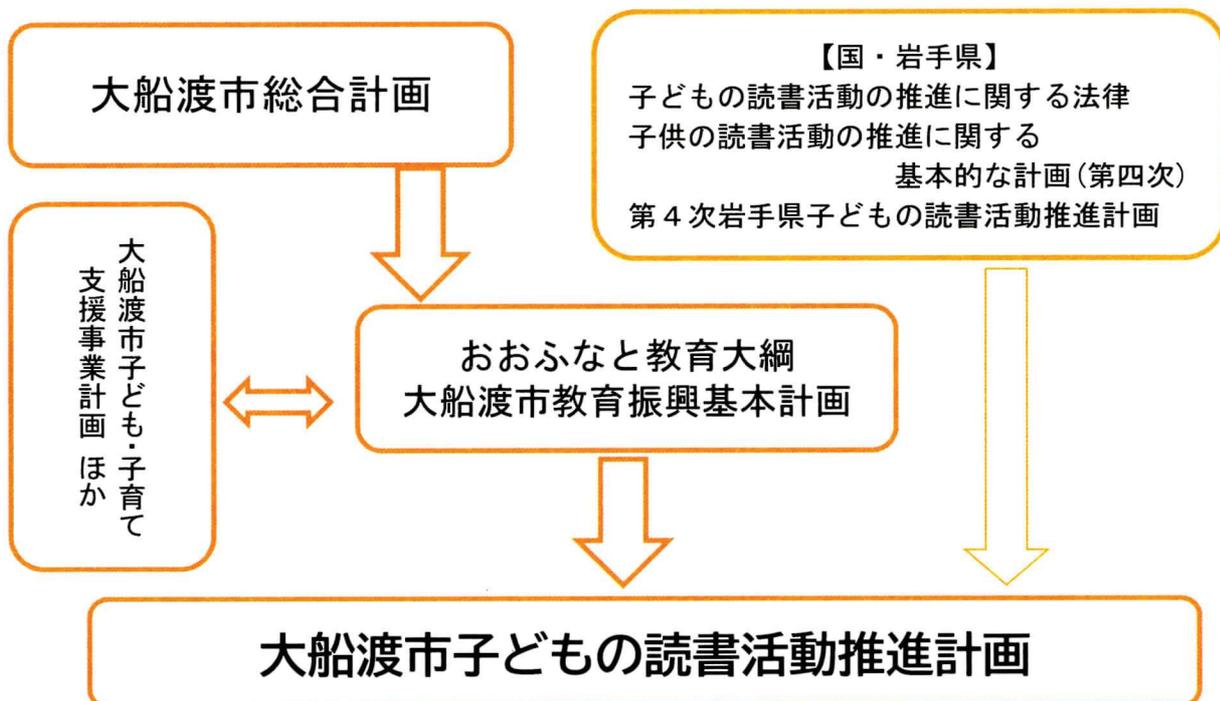
「おおふなと教育大綱」

「大船渡市教育振興基本計画(計画期間：令和3年度～令和7年度)」

を踏まえながら、本市の子どもたちが読書活動に魅力を感じ、主体的に取り組むための施策の方向性を明らかにするものです。

この計画をもとに、市民の理解協力を得ながら、家庭・地域・学校等における「子どもの読書活動」の推進を図ります。

□ 「大船渡市子どもの読書活動推進計画」の他計画との関係図 □



4 計画の期間

この計画の期間は、上記「3」で示した本市の上位計画との整合を図り、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

5 「子ども」の定義

この計画における「子ども」とは、国の推進法(第2条)に準じ、本市に在住する乳幼児、児童・生徒等、「おおむね18歳までの者」とします。

※1 「子ども」の表記について

本計画においては、基本的に「子ども」と表記していますが、「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(国・第4次計画)や「こども園」などについては、それぞれの正式名称等の表記に従ったものとしています。

※2 年号の表記について

国や岩手県の計画等における年号の表記については、西暦を優先させて、対応する和暦を括弧書きで表示していますが、本計画においては、基本的に和暦による表記とし、必要に応じて、西暦を括弧書きで表示しています。

第2章 子どもの読書活動の意義

1 子どもの読書活動の意義

推進法の基本理念を表した第2条において、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」としているように、読書は、今までに出会わなかった新しい世界とめぐり会うことにより、新たな自分をかたちづくる重要な活動であると言えます。

子ども一人ひとりが、社会生活を営む上で必要な基礎的な知識を身に付け、自ら学び考える力を育むと同時に、その基盤となる豊かな人間性を培うためには、読書に親しみ、それが喜びや楽しみとなって日常生活の中に定着することが望まれます。

こうした中、近年の情報通信技術(ICT)のめざましい進展を背景に、子どもたちがそうした技術を活用した媒体を利用する時間が増加し、多様な情報を瞬時に取得することができる一方で、落ち着いて本に親しみ、文章をじっくりと読み解く機会が少なくなっている傾向が見受けられます。

これらのことから、子どもの読書活動の推進に関する様々な取組の展開により、「進んで本を読む子どもの育成」を図る必要があります。

2 子どもの発達段階(年齢)と読書活動

読書活動は、国語力や言語力を向上させるばかりでなく、自ら考えたり、感動を共有したりすることによって、「生きる力」を育む上での基本となるとともに、「生涯を通じた楽しみ」となることから、子どもの発達段階(年齢)に応じて、継続的にその習慣を身に付けることが重要です。

(1) 乳幼児期

楽しいお話の世界を楽しむ契機となるなど、本に関わる最初の入り口の時期になります。絵本を介して、保護者等との温かなコミュニケーションができる最も楽しい時期でもあります。

(2) 小学生

低学年では、民話や童話を始め、いろいろな物語に親しむようになります。文字を書いたり、表現できる力もついてくることから、より一層、本に興味・関心を持つようになる時期です。

中学年では、読書活動に個人差が生じ、読む本に偏りが生じてきます。いろいろなジャンルの本に興味を持ち、知識を得て想像を広げる力が養われる時期であり、より深く、物語の世界を楽しめるようになります。

高学年になると、物事に自分を重ね合わせて共感しながら本を読むことができるようになります。本の選び方にもそれぞれの興味・関心が反映される一方で、「調べ学習」など、目的に応じた本を選択して読むこともできるようになります。

小学校では、段階的に自ら本を読むことの楽しさを体験するようになるため、子どもの読書に対する興味や関心を高めながら、読書習慣の形成や定着を図るような働きかけが重要となります。

(3) 中学生・高校生

読書の範囲が広がる、読書活動の充実期であると言えます。読書活動を積み重ねることによって、本からさまざまな刺激や影響を受けるようになり、この段階において定着した読書習慣は、生涯を通じて継続されることが多いようです。

後述する本市のアンケートや岩手県の調査によれば、学年が上がるにつれて「読書離れ」(読書に充てる時間が少なくなる傾向)が進んでいるという状況が見られ、小学校段階から中学校段階への「橋渡し」ともいえるべき、「児童書から一般書等への移行」が円滑に行われるような周囲の適切な支援も重要です。

子どもの発達段階(年齢)に応じた読書活動を通じて、文字や文章、さらには本に親しむ習慣を身に付けることが望まれます。

第3章 本市における現状と課題

1 子どもの読書活動に関するアンケート調査

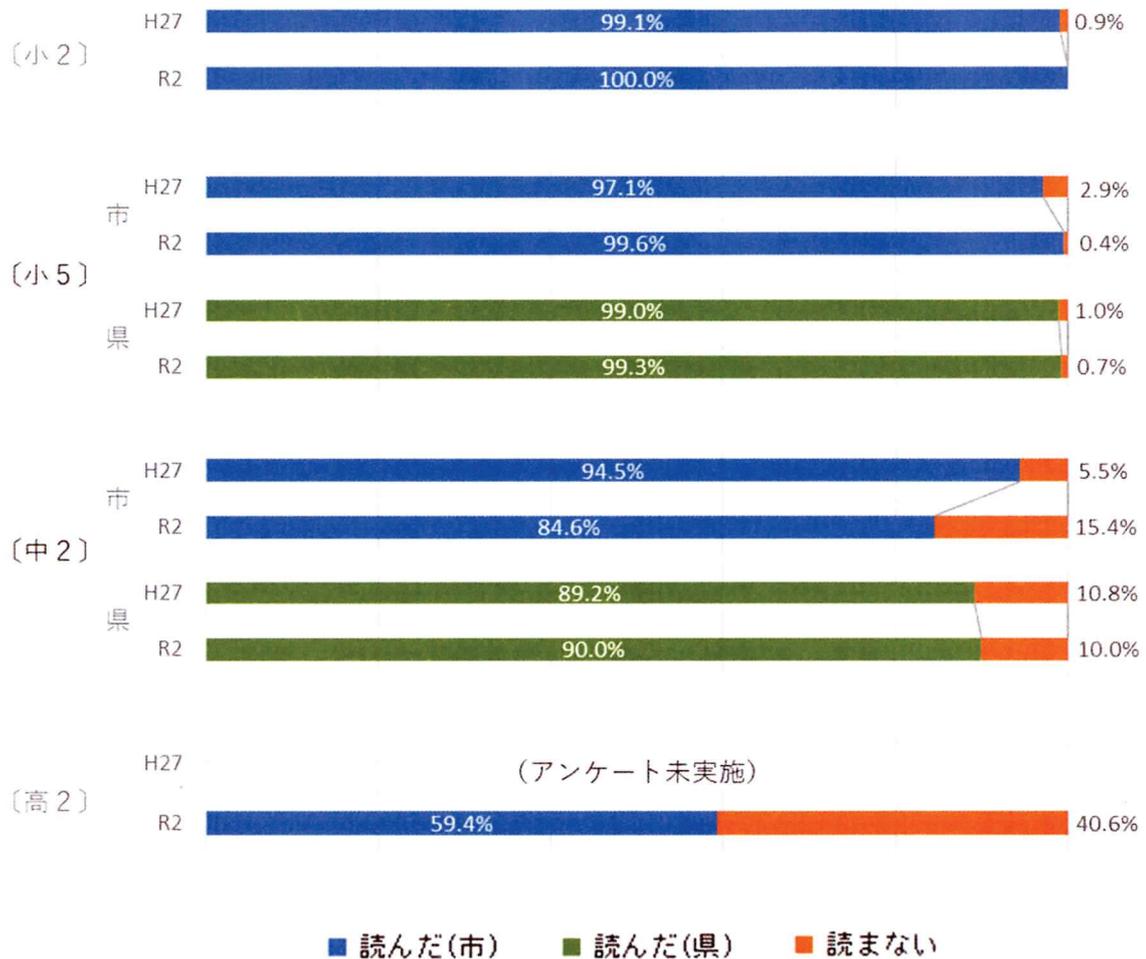
〔対象期間〕 令和2年8月(夏休みを中心とした。)

〔調査期間〕 令和2年12月～令和3年1月

〔対象となる「本」について〕 雑誌・マンガを除くすべての本とした。

区分・学年	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校2年生	計
対象者数 人	240	248	265	254	1,007
回答者数 人	236	245	259	234	974
回答率 %	98.3	98.8	97.7	92.1	96.7

(1) 1か月に1冊以上本を読んだ児童・生徒の割合

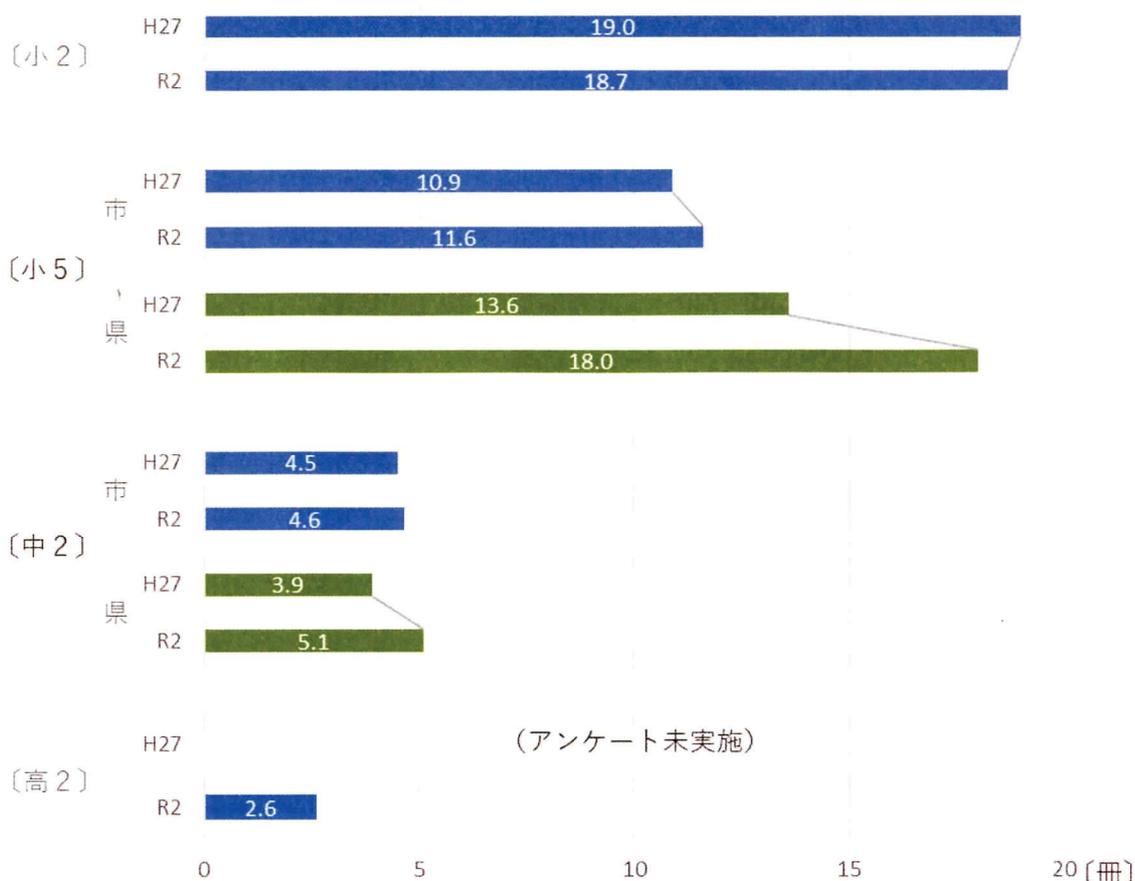


今回の調査では、小学生では、ほぼすべての児童が読書をしていましたが、中学生以上ではその割合が低下しています。

小学5年生は、県平均とほぼ同様の割合ですが、中学2年生は、「1冊以上本を読んだ」生徒の割合が、県平均を約5ポイント下回りました。

高校2年生では、「1か月に1冊も本を読まない」生徒が、全体の4割を占めました。

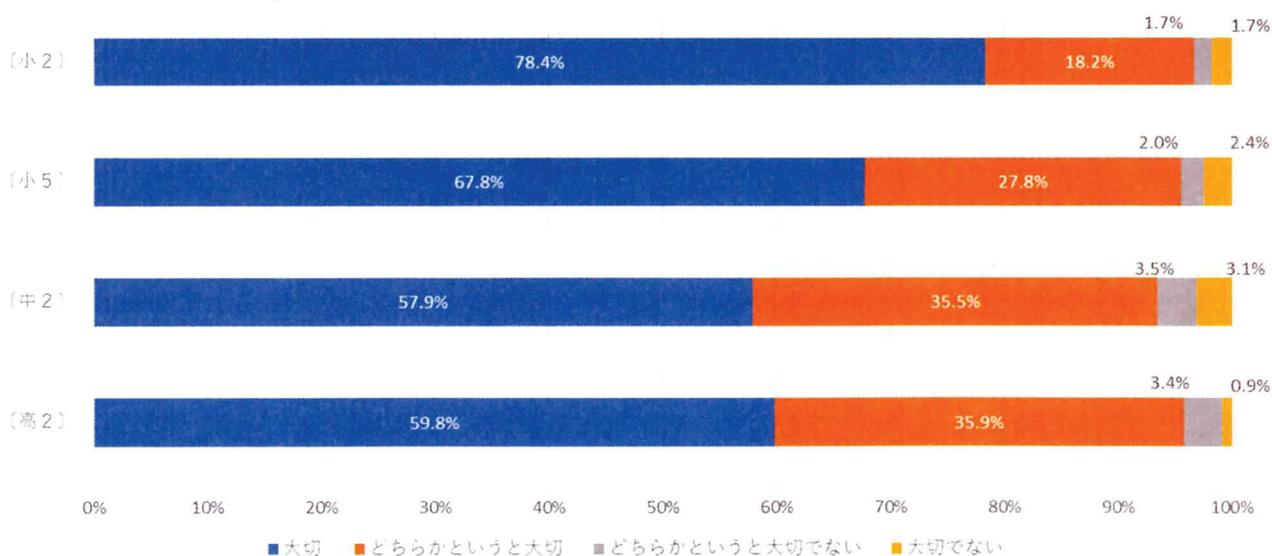
(2) 1か月に1冊以上本を読んだ児童・生徒の1人平均読書冊数



「1か月あたりの1人平均読書冊数」は、高学年になるほど少なくなっていますが、年代によって読む本の内容、ページ数などにも変化があるほか、部活動やインターネット利用(視聴)により、読書以外に費やす時間が多くなるなど、さまざまな要因が絡んでいるものと推測されます。

今回の調査では、小学5年生では、県18.0冊に対し、本市は11.6冊と6冊以上の開きがあり、中学2年生では、県5.1冊に対し、市4.6冊と若干下回っています。いずれも、市の前回調査(平成27年度)より若干向上していますが、県平均に比べると「読書冊数は少ない」結果となっています。

(3) 読書についての子どもの意識



読書について、「大切だと思う」「どちらかという大切な」と答えた児童・生徒は、すべての学年で90%を超えています。

「どちらかという大切なでない」「大切なでない」という意識は、年齢が上がるにつれて増える傾向にあり、特に中学2年生では、合わせて6.6%になっています。

(4) 子どもが普段の生活で時間をかけていること(複数回答)



年齢が上がるにつれて、読書の時間が減少しています。

活動の広がりやパソコンやスマートフォンなどの活用によって情報に接する時間が増加し、結果として、読書の時間が減少しているものとみられます。

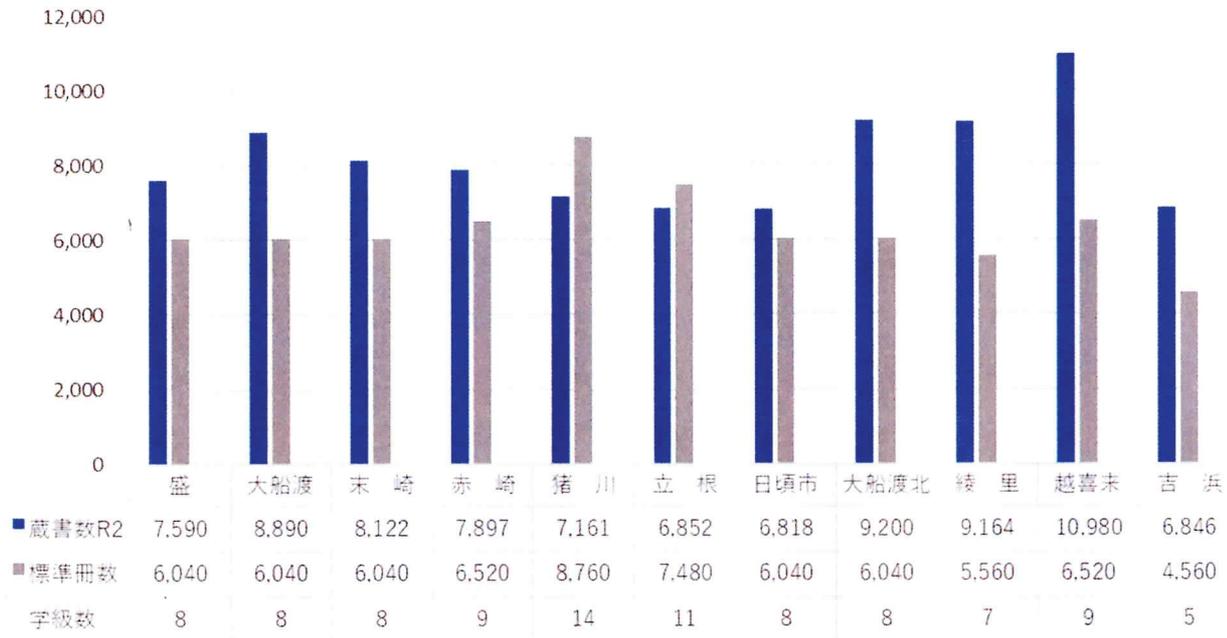
全体を通じて、「継続的な読書時間の確保」(読書の習慣化)は理想とするところですが、今後は、「紙」の本(媒体)だけでなく、「電子図書」の利用など、いつでもどこでも読書ができる手段の活用が広がると予想されます。

2 学校図書館等の状況

(1) 小・中学校及び高等学校の蔵書状況

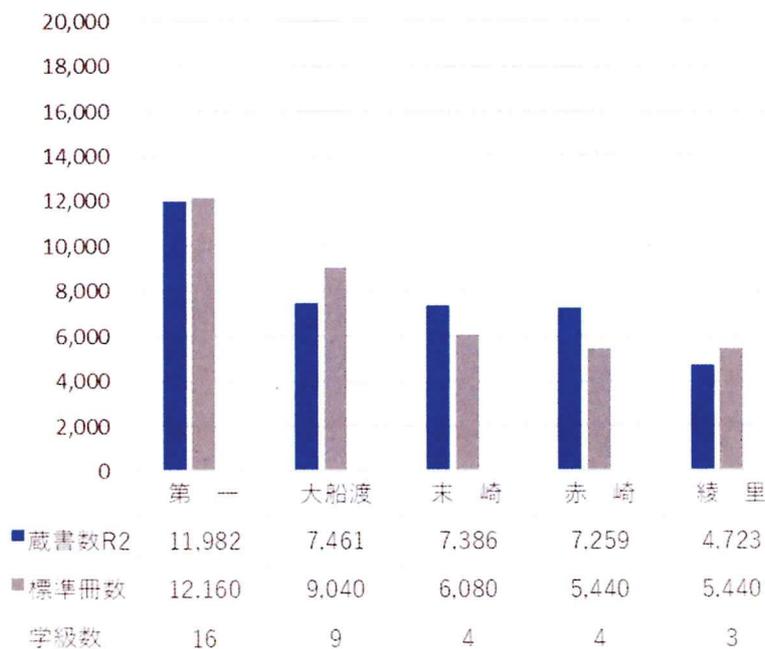
(冊)

【小学校】

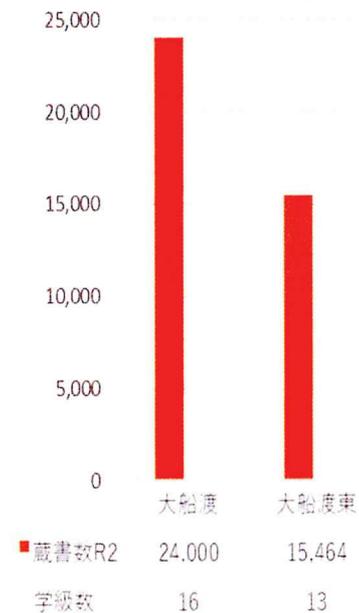


(冊)

【中学校】



(冊) 【高校】

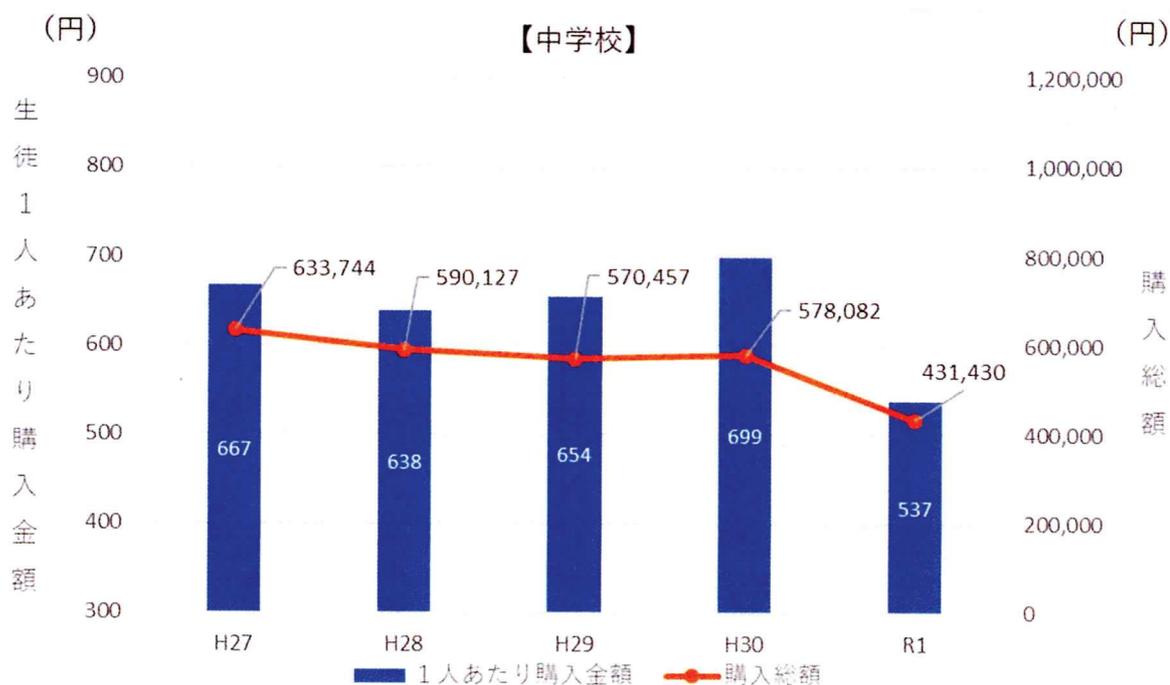
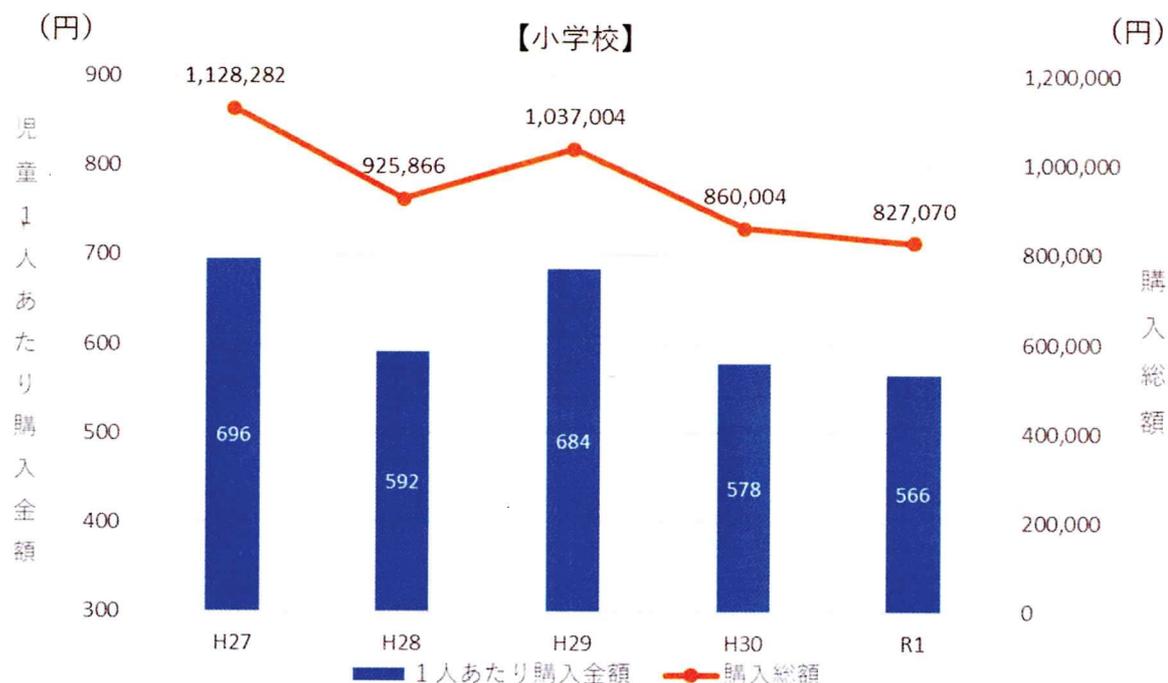


- ※ ① 「蔵書数」は、令和2年11月30日現在の各校からの報告数値。
 ② 「標準冊数」は、「学校図書館図書標準」(平成5年[1993年]3月 文部科学省)による、小・中学校における学級数に応じた図書の標準冊数。
 ③ 学級数は、「学校一覧」(岩手県教育委員会編)の各年5月1日現在の学級数。

学校図書館の蔵書数は、市内16校中11校で国が定める標準冊数を超えています。
 児童・生徒数の多い学校で、標準冊数を満たしていない例があります。

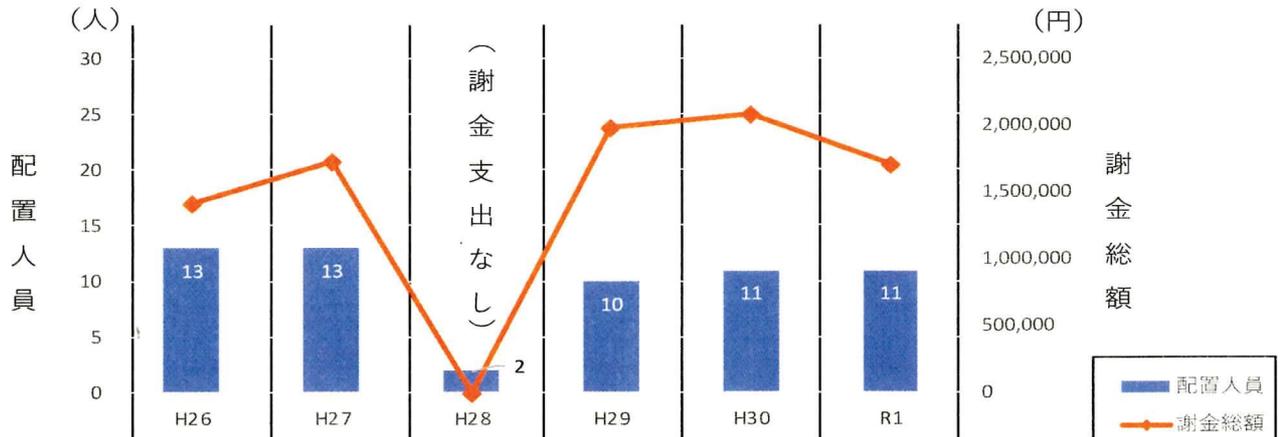
一方で、蔵書の中には、かなりの年数が経過して修繕が難しいものや内容(情報)が古いものなどが一定数あるとみられ、適切な除籍(廃棄)など、適正な蔵書管理が重要になります。

(2) 小・中学校図書購入費の推移



図書購入費(新刊)は、児童・生徒数の減少などにより、小・中学校ともに減少傾向にあります。

(3) 小・中学校「図書支援活動地域ボランティア」の配置状況



	H26	H27	H28	H29	H30	R1
盛小	○	○			○	○
大船渡小	○	○		○	○	○
赤崎小	○	○		○	○	○
蛸ノ浦小	○	○				
猪川小						
立根小						○
日頃市小						
大船渡北小						
綾里小					○	○
越喜来小	○		○	○	○	○
吉浜小	○	○		○	○	○
第一中		○		○	○	○
大船渡中						
末崎中	○	○				
赤崎中	○	○		○	○	○
日頃市中		○				○
綾里中						
越喜来中						
吉浜中	○			○	○	○

「図書支援活動地域ボランティア」は、小・中学校の学校図書館において、図書の整理や修繕・除籍(廃棄)、図書館関連行事の支援を行っており、図書担当教職員とともに、子どもたちに親しまれる図書館づくりを進めています。

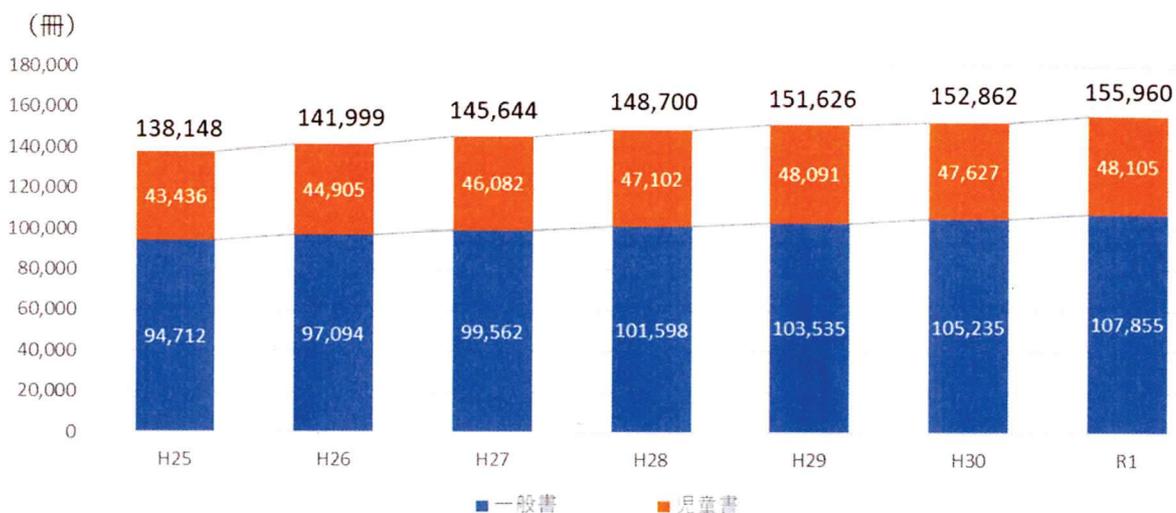
(4) こども園・保育園等の蔵書状況



※ 「蔵書数」は、令和2年11月30日現在の各施設からの報告数値。

3 市立図書館の蔵書・利用状況等

(1) 総蔵書数及び児童書数の推移



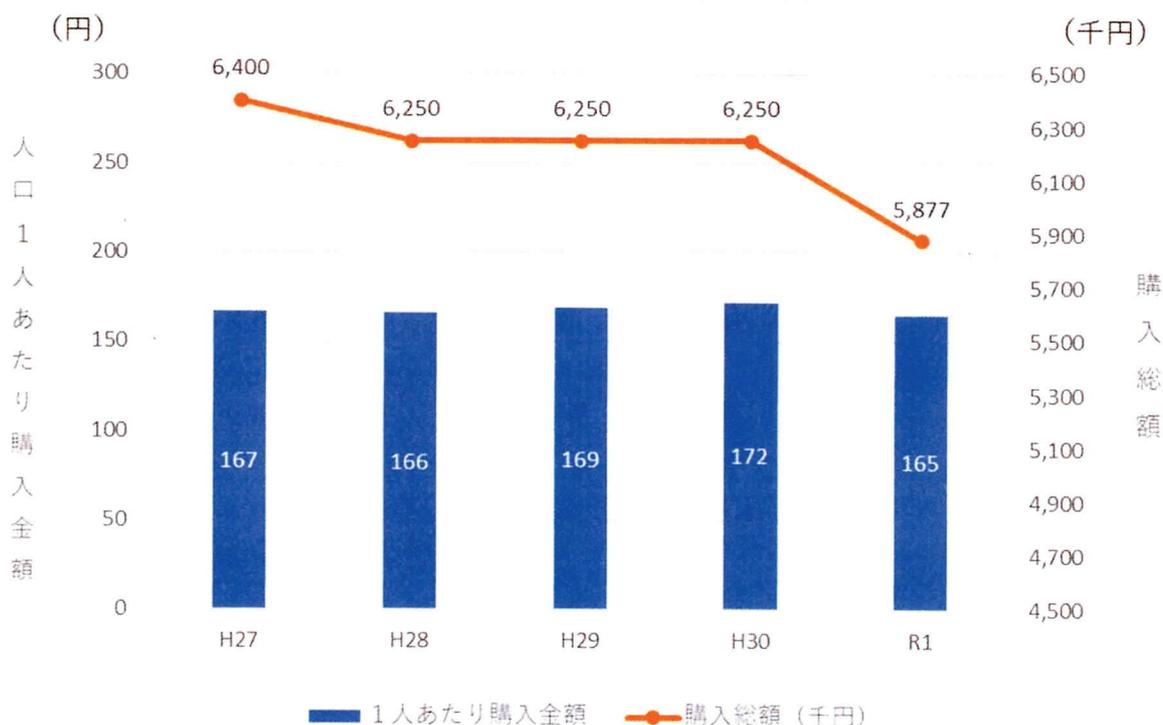
各年度「図書館・公民館図書室実態調査」(岩手県立図書館)報告数値。

令和元年度における市立図書館の蔵書数(CD・DVD・雑誌は除く)は155,960冊で、このうち、絵本・物語・ノンフィクションなどの小学生以下向けの「児童書」は48,105冊(30.8%)となっています。

児童書の割合は、岩手県内の市立図書館33館の平均が28.6%で、本市(30.8%)ではこれを若干上回っています。

市立図書館の蔵書数は、新規の図書購入・寄贈受入れのほか、除籍(廃棄)により変動しますが、おおむね毎年3,000冊前後の増加(増加率2%前後)となっています。

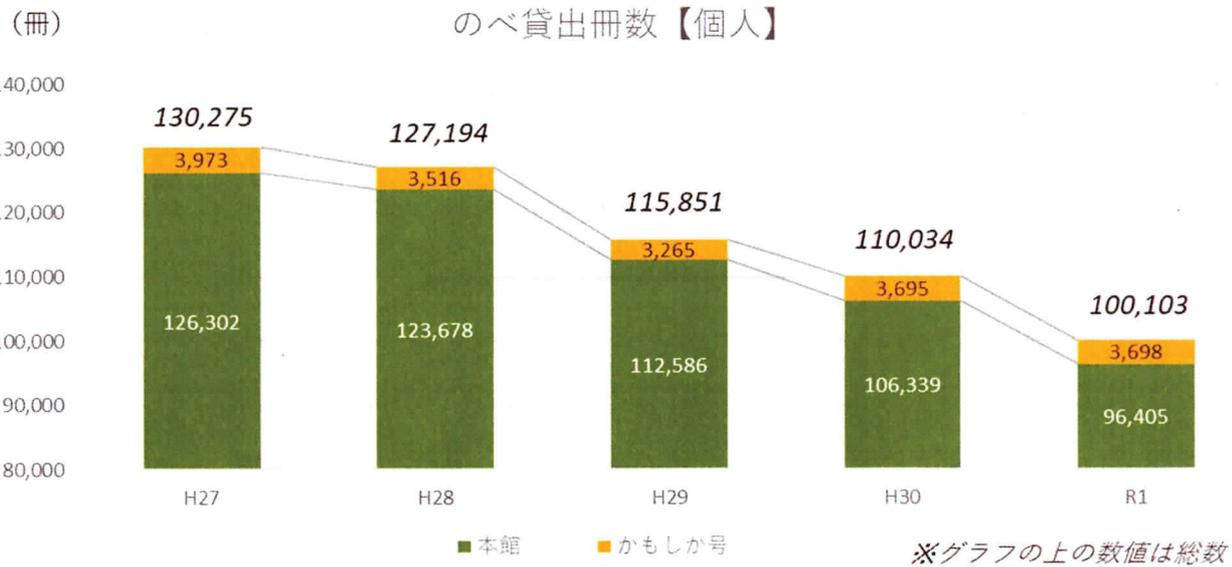
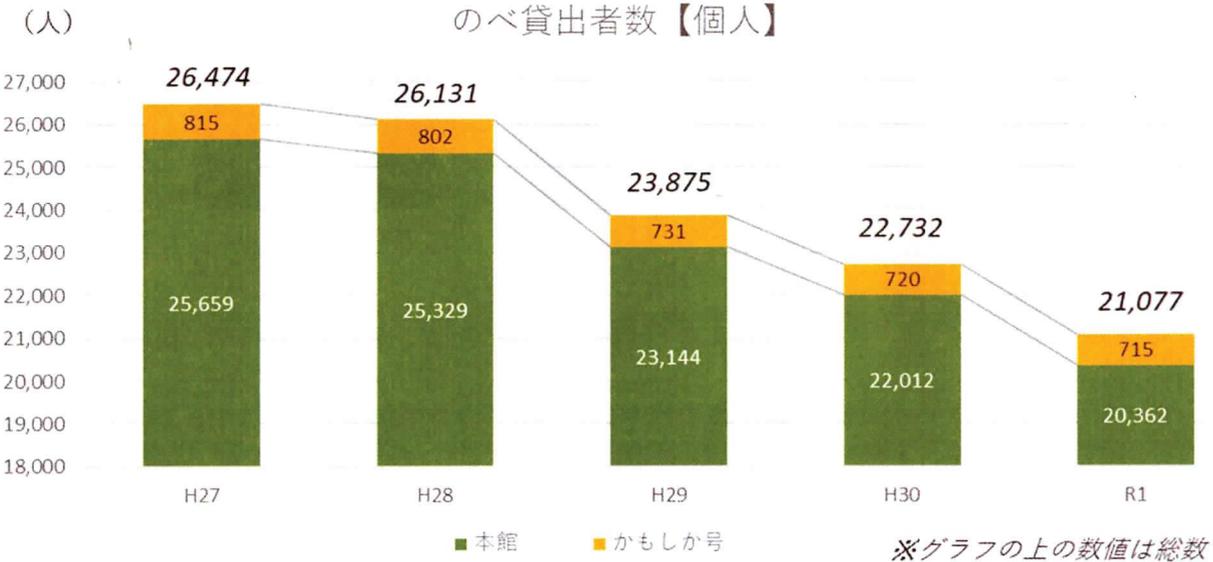
(2) 図書購入費の推移



市立図書館の図書購入費は、令和元年度が約 590 万円とやや減少傾向にありますが、人口が減少傾向にあることから、近年の「人口 1 人あたり図書購入額」は 170 円前後であり、大きな変動はありません。

岩手県内の市立図書館 33 館の平均は、令和元年度には、1 人あたり購入金額は 157.1 円で、本市はこれを上回っています。

(3) 市立図書館の「延べ貸出者数」及び「延べ貸出冊数」の推移



「延べ貸出者数」は、平成 25 年度から令和元年度までの 6 年間で 7,782 人(26.9%)減少しており、平均すると 1 年に 1,297 人(4.5%)ずつ減少していることとなります。

「延べ貸出冊数」は、同じ 6 年間で 38,881 冊(28.0%)減少しており、平均すると 1 年に 6,480 冊(4.7%)ずつ減少していることとなります。

本市の人口は、同じ 6 年間で 3,454 人(8.9%)減少しており、平均すると 1 年に 576 人(1.5%)ずつ減少していることとなります。

令和元年度の岩手県内の市立図書館 33 館の平均は、「貸出者数(個人)」は 28,723 人、「貸出冊数(個人)」は 111,723 冊で、本市はいずれも大きく下回っています。

4 前計画で設定した指標の到達状況

(1) 成果指標

(単位：%)

区 分	学年	平成 27 年度 (結果)	令和2年度 (目標値)	令和2年度 (結果)
「本を読むのが好き」と答えた児童・生徒の割合	小5	45.4	100	(調査なし)
	中2	47.1	100	
「読書は大切だ」と答えた児童・生徒の割合	小5	57.0	70	67.8
	中2	53.0	70	57.9
1か月に1冊以上本を読んだ児童・生徒の割合	小5	97.1	98	99.6
	中2	94.5	96	84.6
1か月に読んだ本の冊数 (冊)	小5	10.9	12.5	11.6
	中2	4.5	5.8	4.6

(2) 事業指標

区 分		平成 26 年度末 (確定)	令和元年度末 (目標値)	令和元年度末 (確定)
市立図書館蔵書数(冊)		141,999	145,000	155,960
学校図書標準を満たす蔵書を有する学校の割合(%)	小学校	58.3 (12校中7校)	100	81.8 (11校中9校)
	中学校	50.0 (8校中4校)	100	40.0 (5校中2校)

5 データ等から見える課題

年齢が上がるにつれ、スポーツ少年団や部活動、インターネット視聴をはじめとした新しく時間を要する分野のほか、勉強時間なども増加してくるため、日常生活の中で純粋に読書に充てる時間数の減少は避けられないところです。

しかしながら、第2章でも触れたように、読書は、子どもが成長して社会生活を営む上で必要な基礎的な知識を身に付け、自ら学び考える力を育むと同時に、その基盤となる豊かな人間性を培うためには、たいへん重要なものです。

読書に親しみ、それが喜びや楽しみとなって、自らに習慣として定着していくことが望まれます。

この実現のため、次の3項目を課題としてとらえ、家庭・地域・学校等が連携・協力して取り組むことが重要です。

(1) 読書に関心を持たせ習慣づけること

- ① 幼少期からの保護者や読書ボランティア団体による読み聞かせ
- ② 小学校(特に低学年)段階での保護者も含めた家族内読書
- ③ 学校における教職員からのアドバイス(本の紹介)
- ④ 学校での読書イベントにおける、児童・生徒相互の本の紹介意見・感想発表
- ⑤ 時宜に即した企画展示や定期的な読み聞かせ会など読書イベントの開催及び年齢別ブックリストの作成・配布
- ⑥ 読書時間の確保

(2) 学校図書館における読書環境の充実

- ① 継続的な新刊購入及び適切な除籍(廃棄)
- ② 教職員や図書支援活動地域ボランティアによる館内環境の改善(蔵書整理を含む)

(3) 市立図書館における利用促進の働きかけ

- ① 継続的な新刊購入及び適切な除籍(廃棄)
- ② 図書(館)情報の周知(学校・こども園等を含む)
- ③ 「かもしか号」の利用促進

第4章 基本的な方針と取組(家庭・地域・学校等の役割と取組)

推進法第2条(基本理念)では、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」とし、行政はもちろん、子どもを取り巻く周囲からの支援が求められています。

本市では、国・県の関連計画や本市の現状を踏まえ、子どもが自主的かつ継続的に読書活動を行うことができるよう、次の基本的な考え方のもと、家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進に向けた施策を展開するとともに、そのための環境の整備と充実に取り組みます。

1 子どもが本に親しむ環境づくり

(1) 子どもの周囲の大人の役割

推進法第6条では、「保護者の役割」として、「父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする」としています。

子どもの読書活動は、日常生活に根ざしたものとなることが重要であり、これを支えるためには、子どもに常に接している保護者や学校、読書ボランティアなどの役割が特に重要であり、子どもが興味を持つような本の紹介や自らが体験した読書の魅力を伝えながら、読書へ導くことが期待されます。

(2) 発達段階(年齢)に応じた読書環境の構築

乳幼児期から始まる、発達段階(年齢)に応じた子ども読書活動の意義や重要性について、市民一人ひとりが理解と関心を深めながら、読書環境の向上を図ります。

① 人的環境

子どもが本に魅力を感じながら読書に関心を持ち、自主的に読書活動に取り組み、習慣として定着させるために、読書の楽しさと出会うきっかけや興味深い本の紹介など、家庭・地域・学校など周囲からのさまざまな働きかけが必要です。

② 物的環境

子どもがさまざまな分野から本を選び、落ち着いた環境で読書ができるよう、学校図書館及び市立図書館における蔵書の充実や施設・設備等の整備が重要です。

2 家庭・地域・学校等の連携・協力

(1) 「地域学校協働活動」及び「教育振興運動」と連動した取組

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校等が、「地域学校協働活動」及び「教育振興運動」に取り組む中で、常に情報交換しながら、それぞれの領域で担うべき役割を果たすことが重要です。

※1 地域学校協働活動

「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画により地域全体で子どもの学びや成長を支える活動。

※2 教育振興運動

学校、家庭、地域住民等が総ぐるみで、地域の教育課題の解決に自主的に取り組む岩手県独自の教育運動。
昭和40年に県内各地で地域をあげて学力向上のための取組(読書運動など)を行ったのが始まりで、以来、本県の教育水準の向上、子どもの健全育成、家庭や地域の教育力向上など、県内の教育環境の整備・充実に大きな役割を果たしている。

(2) 読書の感動や楽しさを共有する取組

子どもにとって、心を揺り動かされた本との出会いは貴重な体験であり、その感動や楽しさを子ども同士又は保護者や周囲の大人と共有することも大切です。

このことから、保護者、読書ボランティア、教職員等による読み聞かせ、本の紹介や子どもたち同士の読後の感想の発表などをきっかけとして、読書の楽しさを共有する取組を進めます。

3 学校図書館及び市立図書館における魅力ある図書の提供

学校図書館には各年代に合った本が、また、市立図書館には、絵本や児童書のほか、大人に至るまでの幅広い年齢層に向けた、さまざまな分野にわたる本が多数所蔵されています。

また、こども園・保育園等や小・中学校では、移動図書館「かもしか号」が毎月巡回しているところも多く、本と出会う機会を広げています。

毎年、全国ではおびただしい数の図書が刊行されていますが、新刊情報を参考にするほか、長年読み継がれている普遍的な価値を持つ本や子どもたちが興味を抱くような本をそろえるよう、取り組みます。

その一方で、内容(情報)が古くなってしまった本や修繕が困難な本を除籍(廃棄)又は買替えするなど、適正な図書の管理を図ります。

このほか、学校図書館においては、校内読書関連行事における児童・生徒による図書・感想紹介、市立図書館においては企画展示や「おはなし会」の開催など、読書推進事業を展開し、読書活動の習慣化につなげます。

4 家庭・地域・学校等における役割と取組

区分	家 庭	地 域	学 校 等
基本的な役割	<ul style="list-style-type: none"> ① 家族(大人と子ども・子ども同士)で読書に親しむ機会を設けること ② 読んだ本について、家族内で語り合うこと ③ 学校等や読書ボランティアの情報を得ながら、読書活動に取り組むこと 	<ul style="list-style-type: none"> ① 読書ボランティアによる読み聞かせなどの読書活動を実施すること ② 家庭や学校等の情報を得ながら、読書活動に取り組むこと 	<ul style="list-style-type: none"> ① 子どもの発達段階(年齢)に即した読書指導や蔵書の充実を図ること ② 本に関する校内の行事において、個々の読書への思いを伝える機会を設けること ③ 家庭や読書ボランティアの情報を得ながら、読書活動に取り組むこと
取組	(1) 本に親しむ環境づくり		
	<ul style="list-style-type: none"> ① 読書に関する身近な情報や啓発資料の活用 ② 家庭教育学級等における子どもの読書活動に関する学習機会への参加 ③ 市立図書館や学校等の蔵書の活用 ④ 家庭での読み聞かせや読書時間の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ① 読み聞かせ会等を通じた本(物語)の魅力の紹介 ② 家庭教育学級等における子どもの読書活動に関する学習機会の企画 	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童・生徒同士で本の紹介や感想を語り合う場の企画(ビブリオバトル[書評合戦]など) ② 市立図書館司書による図書の推薦 ③ 図書担当教職員の指導力向上を図るための取組 ④ 市立図書館による「かもしか号」の巡回や定期配本等の継続的实施
例	(2) 家庭・地域・学校等の連携・協力		
	<ul style="list-style-type: none"> ① 「地域学校協働活動」及び「教育振興運動」による読書活動推進の取組の推進 ② 関係機関との連携・協力による読書時間の確保 ③ 中央公民館・市立図書館・市立博物館が連携した文化事業(講演等)への参加 ④ 保健・福祉部局と連携した乳幼児・幼児向けブックスタート事業への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の読書ボランティアの活用と支援 ② 学校等と読書ボランティアとの連携支援 ③ 「地域学校協働活動」及び「教育振興運動」による読書活動推進の取組の奨励と支援 ④ 関係機関との連携・協力による読書時間の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ① 図書担当教職員と読書ボランティアとの連携支援 ② 図書支援活動地域ボランティアによる図書の整理 ③ 「地域学校協働活動」及び「教育振興運動」による読書活動推進の取組の奨励と支援 ③ 関係各機関との連携・協力による読書時間の確保
関連する市の取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 市広報紙・ホームページ・図書館情報システムによる図書関連情報の周知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新着図書、「かもしか号」巡回予定、催事情報など ② 「かもしか号」による巡回サービス ③ 市立図書館での青少年向け図書(ヤングアダルト)コーナーの充実 ④ 乳幼児・保護者向けブックスタート事業(7・8か月児健康相談の際に実施) ⑤ 親子で参加できる「読み聞かせ会」等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ① 読み聞かせボランティア連絡会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ① 「かもしか号」による巡回サービス(団体貸出) ② 学校図書館資料(図書)の充実及び適正な管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新刊購入のほか、実情に応じて、適宜除籍を行う。 ③ 「調べ学習」など授業で必要な図書の確保 ④ 図書支援活動地域ボランティアの継続的配置 ⑤ 「図書館だより」(年2回)の発行による新着図書の紹介及び市立図書館利用の呼びかけ ⑥ こども園・保育園等での絵本・紙芝居の読み聞かせの実施 ⑦ 学校図書館運営への助言

5 読書活動推進の中核となる蔵書及び施設の充実

子どもは、乳幼児の段階から、家庭での絵本の読み聞かせや「うたあそび」、こども園・保育園等での紙芝居や絵本の読み聞かせに接することにより、「本」や「読書」への関心が芽生えてきます。

その後、年齢を重ねるにつれて、情報を得る範囲が広がり、様々な分野に関心を持つことで、読む本の範囲も広がります。

これらを促し、支えるのは、家庭で所有する「本」のほか、学校図書館と市立図書館の蔵書になります。

引き続き、学校図書館及び市立図書館における蔵書の充実と合わせて、関連する取組の場としての施設環境の充実を図ります。

(1) 学校図書館の充実

学校図書館は、学校において最も身近に本とふれあうことができる場所です。

この運営にあたっては、学校の図書担当教職員を中心として、すべての教職員の協力のもとに、積極的に読書活動を進める必要があります。

そのためには、家庭、読書ボランティア団体及び市立図書館と連携した取組が重要である一方、児童会や生徒会活動の中で取り組まれている「図書委員会」などにおいて、自主的な活動ができるよう、計画的かつ継続した支援・指導を行うことが重要です。

【取組の重点】

- ① 「学校図書館図書標準」(平成5年[1993年]3月 文部科学省)に基づく蔵書数の確保及び図書資料の適正な更新
 - ア 学校図書購入費の確保による定期的な新刊購入
 - イ 「学校図書館図書廃棄規準」(平成5年1月 全国学校図書館協議会)に基づく適正な除籍(廃棄)の実施
 - ※ 標準冊数の維持にとらわれず、情報(内容)が古いもの、破損状態により修繕が困難なものは、除籍対象とする。
- ② 市立図書館との連携による児童・生徒への図書提供
 - ア 「かもしか号」の定期巡回による図書の借入れ
 - イ 「図書館だより」による図書の紹介及び市立図書館の利用案内
 - ウ 市立図書館による学校図書館担当者へ参考資料の紹介などの支援
 - エ 総合的な学習の時間をはじめとする子どもの学習活動に対応した図書館サービスの充実
- ③ 市内の読書ボランティアの協力による読み聞かせの実施・拡充
- ④ 児童・生徒による自主的な「図書委員会」活動に対する指導・助言
- ⑤ 教職員の読書及び学校図書館利用並びに図書館運営に関する研修の実施

(2) 市立図書館の充実

市立図書館は、子どもから大人まですべての年代の市民が、幅広い分野の数多くの本の中から、自分の読みたい本を自由に選択し、読書を楽しみながら教養を深めることができる場所であり、保護者にとっては子どもに読ませたい本を選択するとともに、子どもの読書について相談できる場所でもあります。

また、市立図書館は、岩手県内の公立図書館の中では児童書の所蔵割合が若干高く(蔵書数の30.8%、県内の市立図書館33館の平均28.6%＝令和元年度末)、読み聞かせの専用スペースや親子連れの利用者のための閲覧コーナーを配置するなど、子どもが本を読みやすい空間に配慮しているほか、すべての利用者が読書や学習に使用できる「学習スペース」を配置しています。

さらに、通常の貸出しやレファレンスサービス(図書館利用者の学習・研究・調査に関する必要な情報・資料の問い合わせに対する検索・提供・回答など)のほか、幼少期からの読書習慣の形成が特に重要であることを念頭におきながら、移動図書館「かもしか号」の市内巡回による貸出し、読書ボランティアと連携した「おはなし会」の定期的な開催や子ども向けの図書の企画展示など、子どもの読書に関する事業を推進します。

令和3年度からは、ICによる蔵書管理システムが稼働し、図書の登録及び除籍などが効率的に進むことから、より適正な蔵書管理に努めます。

【取組の重点】

- ① 「かもしか号」巡回による小・中学校、こども園・保育園等への図書の貸出し
- ② 読書ボランティアの協力による「おはなし会」等の拡充
- ③ 子ども向け図書の企画展示
- ④ 外部研修の受講や日常業務を通じた図書館職員としての資質の向上
- ⑤ 市広報紙、ホームページ、ツイッター、小中学校向け「図書館だより」・館内チラシのほか、「地域のきずなネットワーク(校内・園内連絡網)」や地元メディア、SNSを活用した読書推進に関する情報発信

(3) 関係機関との連携・協力及び推進体制の整備・充実

学校図書館と市立図書館は、子どもの読書活動推進の中核施設として、特に家庭・地域・学校等の支援活動に対する、関係機関・団体等の連携・協力を促します。

【取組の重点】

- ① (1) 読書ボランティア等との連携の推進
- ② (2) 公的関係機関との連携・協力のほか、「読書週間」等の全国的・全県的な取組との連携
- ③ (3) 学校、こども園等及び市立図書館相互の読書推進に関する情報共有や意見交換の推進並びに担当教職員の研修機会の拡充

6 計画の目標

本計画の実施にあたり、計画期間終了の令和7年度における数値目標を次のとおり設定します。

「読書」について数値で表す場合、読む年代(学年)や本の内容を問わず、「読んだ本の冊数」に注目しがちですが、高学年になるにつれて本の内容やページ数などが変化していくため、単純に低学年と比較することはできないため、同学年での比較に注目します。

(1) 子どもの読書への意識及び読書状況 ※ アンケート実施項目

区 分	学年	平成27年度	令和2年度	令和7年度 【目 標】
①読書の重要性 (「読書は大切だ」「どちらかとい えば大切だ」と答えた割合)	小2	96%	96.6%	97%
	小5	92%	96.6%	97%
	中2	94%	93.4%	95%
	高2	—	95.7%	96%
②読書者の割合 (1か月に1冊以上の読書)	小2	99.1%	100.0%	100%
	小5	97.1%	99.6%	100%
	中2	94.5%	84.6%	90%
	高2	—	59.4%	65%
③読書冊数 (1か月に読んだ本の1人あた り冊数)	小2	15.0冊	18.7冊	20冊
	小5	10.9冊	11.6冊	13冊
	中2	4.5冊	4.6冊	5冊
	高2	—	2.6冊	3冊

※ 平成27年度及び令和2年度の数値は、計画策定に関する事前アンケートの結果による。

(2) 市民1人あたりの図書貸出冊数

(単位：冊)

区 分	平成26年度	令和元年度	令和7年度 【目 標】
図書貸出冊数(個人)	3.5	2.8	3.7

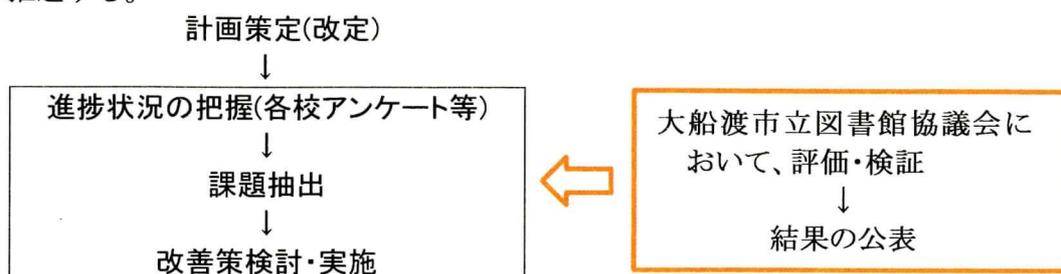
(3) 市立図書館蔵書数

(単位：冊)

区 分	平成26年度末	令和元年度末	令和7年度末 【目 標】
総 数	141,999	155,960	170,000(9.0%増)
うち児童書(割合)	44,905(31.6%)	48,105(31.8%)	54,400(32.0%)

7 計画の推進体制

本計画の進捗状況(数値目標の到達状況)を毎年度把握し、課題の抽出及び次年度以降の取組を効果的に推進する。



□ 参 考 資 料 □

図書選定基準(全国学校図書館協議会).....

学校図書館図書廃棄規準(全国学校図書館協議会).....

大船渡市立図書館資料収集方針.....

大船渡市立図書館資料除籍基準.....

全国学校図書館協議会図書選定基準

1980年(昭和55年)9月15日 制定
1988年(昭和63年)10月1日 改定
2008年(平成20年)4月1日 改定

本会の実施する図書選定の基準を次のとおりに定める。

本会は1951年以降、各学校図書館が本来の目的を達成するための蔵書構成を行ううえで必要かつ適切な資料を提供するべく図書選定を実施してきた。この基準は、従来の図書選定基準を長年にわたる選定実務の経験を加味し、検討および整理をほどこし改定したものである。

I 一般基準

1 内容

学校における教育課程の展開に寄与し、児童生徒の学習活動や健全な教養・レクリエーションに役立つものであるか。

(1) 知識を得るための図書

- ① 正しい知識や研究成果が述べられているか。
- ② 新しい知見や方法が紹介されているか。
- ③ 主題の取り扱い方は、新鮮で創意や工夫がみられるか。
- ④ 一貫した論理で体系づけられ、論旨が明確であるか。
- ⑤ 事実の叙述は、科学的に正確で、かつ具体的であるか。
- ⑥ 取り扱っている範囲は、児童生徒が学習や研究をするのに適切であるか。
- ⑦ 資料は、その主題を解明するのに適切なものであるか。
- ⑧ 異見・異説などのある場合は、必要に応じてこれを紹介し、その原拠が示されているか。
- ⑨ 引用文・さし絵・写真・図表などは、正確かつ適切で、必要に応じて原典が示されているか。
- ⑩ 統計は、正確で、調査時期および原拠が示されているか。

(2) 教養のための図書

- ① 児童生徒のたしかな批判力や豊かな情操を育てるものであるか。
- ② 生きる希望にあふれ、深い感動を与えるものであるか。
- ③ 読書の楽しさを味わえるものであるか。
- ④ 内容や主題に独創性があるか。
- ⑤ 内容の取り扱いが、時流にのった興味本位のものになっていないか。
- ⑥ 正義と真実を愛する精神に支えられているか。
- ⑦ 人権尊重の精神が貫かれているか。

(3) 教師向けの図書

- ① 教職員の教育活動に資するものであるか。

2 表現

- (1) 児童生徒の発達段階に即しているか。
- (2) 差別的な表現がされていないか。
- (3) 小・中学生を対象とする場合は、常用漢字・現代かなづかいを用いているか。
- (4) 文章は、わかりやすく、文法にかなっているか。
- (5) さし絵・写真・図表などは、本文を理解するのに役立ち、適切なものであるか。

3 構成

- (1) 書名は、内容をよく表しているか。
- (2) 目次・見出しの表現や位置は、内容に適応したものであるか。
- (3) 必要な索引が完備され、引きやすいか。
- (4) 奥付には、必要な事項が記載されているか。
- (5) 必要な参考文献が掲げられているか。

(6) 著者について必要な紹介がされているか。

4 造本・印刷

- (1) 製本・外観・大きさが適切であり、書誌的な体裁が整っているか。
- (2) 装ていや表紙のデザインは、美術的で好ましい印象を与えるか。
- (3) 製本は堅ろうで開きがよく、学校図書館における使用に耐えるものであるか。
- (4) 乱丁・落丁などの事故はないか。
- (5) ページ数は、扱っている内容にふさわしいか。
- (6) 活字の字体や大きさは、児童生徒の発達段階に即して適切であるか。
- (7) 版の組み方は、行間・字詰めに余裕があり読みやすいか。
- (8) 誤植はないか。ある場合は正誤表がついているか。
- (9) 印刷は鮮明で見やすいか。
- (10) さし絵・写真・地図などは鮮明で調和がとれ、大きさも適切であるか。
- (11) 用紙は良質で丈夫であるか。

II 部門別基準

1 百科事典・専門事典

- (1) 項目の選定や解説が適切になされているか。
- (2) それぞれの項目について、専門家が執筆し、説明の内容は正しく、かつ新しいか。また、執筆者が示されているか。
- (3) 見出しが使いやすく、必要な写真・図版が適切に掲げられているか。
- (4) 参照の指示が適切になされているか。
- (5) 参考となる資料が紹介されているか。
- (6) 索引は、調査研究に充分たえるように作られているか。
- (7) 統計資料・補遺・年鑑の刊行など、新しい情報を補充するための配慮がなされているか。
- (8) 必要に応じて、十分な改訂がなされているか。

2 辞典

- (1) 編者は、信頼のおける専門の研究者であり、最新の研究成果を踏まえた編集がなされているか。
- (2) 見出し語の選定は適切であるか。
- (3) 解説・説明は正確でわかりやすく、客観的になされているか。
- (4) 索引や参考となる資料が、必要かつ充分につけられているか。
- (5) 必要に応じて、出典・用例・参照などが適切につけられているか。

3 年鑑・統計・白書類

- (1) 公的な機関または責任ある団体によって編集されたものか。
- (2) 資料の収集や処理が客観的かつ科学的であるか。
- (3) 統計は正確で新しく、調査年度および原拠が示してあるか。
- (4) グラフや図版が適切に使われ、また、必要な解説がつけられているか。
- (5) 年鑑は、とくに項目の選定や解説が適切になされているか。

4 叢書・全集

- (1) 編集方針が、全体の構成にいかされているか。
- (2) 各巻の内容は、相互に均衡がとれているか。
- (3) 全集類については、その標題と内容が一致しているか。
- (4) 全巻をとおした必要な索引がつけられているか。
- (5) 本文の異同につき明示し、さらに校訂が行き届いているか。
- (6) 商業主義的見地に立った編集上の不自然さがないか。

(注) 必要な場合は、叢書・全集の中の一冊でも対象とする。

5 翻訳書

- (1) 完訳であるか。
- (2) 完訳となっていないものについては、翻訳上の態度が明確であるか。
- (3) 原意をよく伝えるとともに、よくこなれた文章になっているか。

- (4) 適切な注釈が付けられているか。
- (5) 原典についての説明がなされているか。
- (6) 翻案書については、原作の意を損なわずに書きかえられているか。
(注)日本古典の現代語訳についても上記に準ずる。

6 実用書・技術書

- (1) 児童生徒の生活にふさわしく有用なものであるか。
- (2) 内容が新しく正確であり、最新の技術・学問を反映したものであるか。

7 自然科学に関する図鑑

- (1) 写真や図版は、実物の色彩や形態を正確に伝えているか。
- (2) 写真や図版は、実物の特徴を正しく表現しているか。
- (3) 写真や図版には倍率が示してあるか。
- (4) 児童生徒の発達段階に応じた適切な解説や索引があるか。

8 地図帳

- (1) その地図の目的にかなった図法を用い、また、図法名を示してあるか。
- (2) 信頼のおける新しい原図をもとにしているか。
- (3) 位置や地形の表示は正確であり、工夫がみられるか。
- (4) 縮尺と、必要に応じて方位が、明示されているか。
- (5) 地図番号などの約束が明示されているか。
- (6) 色彩は鮮明で、統計地図などの段階差が明確に出るように配色上の工夫をしてあるか。
- (7) 国名や地名、統計上の数値などは最新のものか。
- (8) 児童生徒の発達段階に応じた適切な解説や索引があるか。
- (9) 必要に応じて、地名を読みやすくする配慮がなされているか。

9 絵本

- (1) 子どもに対する愛情に貫かれ、絵と文が芸術的に調和しているか。
- (2) 絵は、内容を的確に表現したもので、子どもの感覚に合った楽しいものになっているか。
- (3) 文章は、子どもに理解できる内容や表現になっているか。
- (4) 用紙・装てい・判型などは、内容にふさわしく作品を十分に生かしているか。
(注)中学・高校生向きの絵本についても上記に準ずる。

10 趣味・レクリエーションの図書

- (1) 児童生徒の趣味・能力に合致しているか。
- (2) 内容は正確であるか。
- (3) 児童生徒の健全な活動を促進するものであるか。

11 学習参考書

- (1) 児童生徒の学習活動に役立ち、その内容が教育課程に合っているか。
- (2) 内容が精選されているか。
- (3) 系統的で児童生徒に理解しやすいか。

12 伝説・民話

- (1) 採集資料について、採集年代・採集地・採集者・語り手あるいは出典など、必要な事項が記されているか。

13 神話

- (1) 古代における人びとの考え方や生活を理解できるものであるか。
- (2) 必要に応じて、原典または原拠が示されているか。
- (3) 必要に応じて、注解がつけられているか。

14 地域に関する図書

- (1) 地域の特徴や現状が正確に記述されているか。
- (2) 他の地域にも通じる普遍性を有するものであるか。
- (3) 趣味的なものになっていないか。
- (4) 取り扱っている内容が独断的で恣意的なものになっていないか。
- (5) 取り扱っている内容について、その原拠を示すなど、調査・研究する場合に役立つものであるか。
- (6) 参考文献などが紹介されているか。

15 教師向けの教育図書

- (1) 内容は教育学の研究と教育活動の成果をもとに書かれているか。
- (2) 取り扱っている事柄の解釈が、個人的で恣意的なものになっていないか。
- (3) 教育実践に有効適切な理論、新鮮な問題提起、参考になる事例などを含んだ内容であるか。

16 教師向けの学術研究書

- (1) 教育課程の編成に役立つものであるか。
- (2) 学習指導に関連する専門的な研究を内容としたものであるか。
- (3) 主題と内容が高度であり、また、特殊すぎないか。

17 宗教に関する図書

- (1) 宗教の意義、現状、そのあり方を客観的に理解できる内容であるか。
- (2) 特定宗教の経典、教義、歴史、社寺などの解説は、正確なものであり、児童生徒の学習および教養に役立つものであるか。

18 政党に関する図書

- (1) 政党の現状、歴史を客観的に理解できる内容であるか。
- (2) 特定政党の綱領、政策およびその解説は、正確なものであり、児童生徒の学習・教養に役立つものであるか。

(注)政治結社に関する図書についてもこれに準ずる。

19 性に関する図書

- (1) 主題や内容が、科学的に正確であり、児童生徒の発達段階に即しているか。
- (2) 倫理的に高い観点を有しているか。
- (3) 興味本位の内容になっていないか。

20 まんが

- (1) 絵の表現は優れているか。
- (2) 俗悪な言葉を故意に使っていないか。
- (3) 人間の尊厳性が守られているか。
- (4) ストーリーの展開に無理がないか。
- (5) 俗悪な表現で読者の心情に刺激を与えようとしていないか。
- (6) 悪や不正が讃えられるような内容になっていないか。
- (7) 戦争や暴力が、賛美されるような作品になっていないか。
- (8) 学問的な真理や歴史上の事実が故意に歪められたり、無視されたりしていないか。
- (9) 実在の人物については、公平な視野に立ち、事実に基づき正確に扱われているか。
- (10) 読者対象にふさわしい作品となっているか。
- (11) 原著のあるものは、原作の意が損なわれていないか。
- (12) 造本や用紙が多数の読者の利用に耐えられるようになっているか。
- (13) 完結されていないストーリーまんがは、原則として完結後、全巻を通して評価するものとする。

21 写真集

- (1) 主題は、児童生徒の成長に役立つものであるか。
- (2) 表現技術に新鮮さがあり、編集・印刷がすぐれているか。
- (3) 必要に応じて、撮影上のデータ・解説などが適切につけられているか。

22 伝記

- (1) 著者の被伝者に対する態度は真摯で、資料をよく調べ、正確な記述となっているか。
- (2) 被伝者は、多面から描かれ魅力ある人物像となっているか。
- (3) 被伝者の業績や人格が、時代背景とのかかわりの中で描かれているか。
- (4) 文章は、人物像をいきいきと描き出しているか。
- (5) 児童生徒に生きる指針を与えるものであるか。

23 手記

- (1) 著者の執筆態度が真摯であり、その内容が真実追求の記録となっているか。

Ⅲ 対象としない図書

- (1) 特定地域でしか入手できないもの、直接販売方式でしか入手できないもの、個人出版物等一般に入手が困難なもの。
- (2) 限定版、および豪華特装版であるもの。
- (3) 教科書、副読本、問題集、特定教科書の解説書および自習書。
- (4) 特定宗教の立場よりする布教宣伝および一方的批判を内容としたもの。
- (5) 特定政党の立場よりする宣伝および一方的批判を内容としたもの。政治結社についてもこれに準ずる。
- (6) 書きこみや切り抜きなど個人で使用することを目的とするもの。
- (7) 破損しやすい、しかけ絵本。
- (8) 文庫本およびこれに準ずる大きさのもの。
- (9) 一般書籍として流通せず、雑誌としてのみ流通しているもの。
- (10) 年次刊行物を除く定期刊行物。
- (11) 原則として出版されてから半年以上経過したもの。

学校図書館図書廃棄規準

1993年(平成5年)1月15日制定
全国学校図書館協議会

学校図書館の設置目的は、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することにある。この目的を達成するためには、児童生徒および教員の利用に役立つ適切な図書館資料を質量ともに整備しておかなければならない。学校図書館の資料は図書資料をはじめ多種多様な資料群にわたるが、とりわけ図書資料は資料群の中核を成すものである。したがって、学校図書館では、利用者の立場に立って適切で優れた図書の選択収集に努め、かつ常に蔵書の更新を行う必要がある。また、蔵書の管理には一貫性と統一性が保たれなければならない。蔵書の点検評価に伴い図書を廃棄する場合には、個人的な見解によることなく客観性のある成文化した規準にもとづき行わなければならない。

この規準は、学校図書館において蔵書を点検評価し廃棄を行う場合の拠りどころを定めたものである。

I 一般規準

次の各項のいずれかに該当する図書は廃棄の対象とする。

- 1 形態的にはまだ使用に耐えうるが、記述されている内容・資料・表記等が古くなり利用価値の失われた図書。
- 2 新しい学説や理論が採用されていない図書で、史的資料としても利用価値の失われた図書。
- 3 刊行後時間の経過とともにカラー図版資料の変色が著しいため、誤った情報を提供することが明白になった図書。
- 4 利用頻度の著しく低い複本で保存分を除いた図書。

II 種別規準

次の種別に属する図書は、一般規準に加えてそれぞれの種別ごとの各項に該当する場合、廃棄の対象とする。

- 1 百科事典・専門事典
 - (1) 刊行後10年を経ているもので、補遺が刊行されていない図書。
- 2 ハンドブック・要覧
 - (1) 新版が刊行され利用価値の失われた旧版図書。
- 3 伝記
 - (1) 新資料の発見等により被伝者について評価が著しく変わった図書。
- 4 地図帳
 - (1) 刊行後5年を経ているもので、記載地名等に変化が生じた図書。
 - (2) 歴史地図帳は、刊行後10年を経ているもので、歴史学研究成果がとりいれられていない図書。
- 5 旅行案内書
 - (1) 刊行後3年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。
- 6 地誌
 - (1) 刊行後5年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。
- 7 法律書・法令書
 - (1) 刊行後3年を経ているもので、主要な法律・法令の改正により現状にそぐわなくなった図書。
- 8 人権関係書
 - (1) 記述内容に人権擁護上問題であることが明らかとなった図書。
- 9 政党関係書
 - (1) 刊行後3年を経ているもので、政党の現状を理解するのにそぐわなくなった図書。

10 時事問題関係書

(1) 刊行後3年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。

11 学習参考書

(1) 刊行後3年を経ているもので、学習の現状にそぐわなくなった図書。

(2) 「学習指導要領」準拠図書で、「学習指導要領」の改訂により学習事項やその取り扱いが変わった図書。

12 就職・受験内容書

(1) 刊行後2年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。

13 技術書・実験書

(1) 刊行後3年を経ているもので、技術・実験についての説明が古くなった図書。

(2) 記述内容に安全上問題であることが明らかとなった図書。

14 公害・環境問題関係書

(1) 刊行後5年を経ているもので、最近の研究結果がとりいれられていない図書。

15 料理・服飾関係書

(1) 刊行後3年を経ているもので、新しい素材・技術・デザイン・流行等がとりいれられていない図書。

16 スポーツ関係書

(1) 刊行後5年を経ているもので、新しい種目・ルール・技術・用具等がとりいれられていない図書。

17 辞典

(1) 語義・語源・用例等の記述に重大な誤りが発見された図書。

18 翻訳書・翻案書・抄訳書

(1) 刊行後に優れた翻訳書が出版された場合の旧翻訳書。

(2) より完全な翻訳書が出版された場合の旧翻案書・旧抄訳書。

Ⅲ 廃棄の対象としない図書

次の図書は原則として廃棄の対象としない。

(1) 年鑑 (2) 白書 (3) 郷土資料 (4) 貴重書

《運用上の留意事項》

I 図書の廃棄にあたっては、校内に「図書廃棄委員会」を設置し組織的に対処する。各教科担当教員の協力を求めるなどして、廃棄図書リストを作成して検討するなど慎重に行うことが望ましい。

II 備品図書の廃棄は、学校設置者が定める条例・規則等にしがって行う。

大船渡市立図書館資料収集方針

図書館法の精神に則り、市民の読書傾向・興味関心をもとに現在の蔵書状況を考慮し、質・量ともバランスのとれた資料の構成を図らなければならない。市民の教養と文化の向上のため、その生活及び学習に必要な資料を公平かつ自由に選択収集する。

1 図書選定基準

- (1) 各分野の基本的資料（辞典・字典・便覧・白書・年鑑・図鑑・年表統計等）は優先的に収集する。ただし、特殊な分野の専門書及び研究書は原則として収集しない。
- (2) 実用書は、資料的価値を考慮して多面的に収集する。
- (3) 時事的なものは、社会情勢に対応し、積極的に収集する。
- (4) 内外の著名な作家による文学作品や各種の賞を受賞したものは、積極的に収集する。
- (5) 行政資料・郷土資料・郷土出版物及び県人の著作は、原則として収集する。また、県人の著作で、共著・共名等の場合でも同様に収集する。
- (6) 利用頻度が少ないと思われるものでも、資料価値が高く、保存の必要があると思われるものは収集する。
- (7) 児童図書は、人格形成の観点から情操教育上必要と思われる資料を積極的に収集する。
- (8) 逐次刊行物は、資料的価値を考慮して収集する。ただし、郷土関係逐次刊行物（新聞・雑誌）は努めて収集する。
- (9) 新刊書を重視し、各種団体等の選定資料・推薦資料・ベストセラーズ等は、内容を検討の上、できるだけ収集する。
- (10) 教養・レクリエーションに必要な諸資料は、利用の動向などを考慮し収集する。
- (11) 希望図書は、できるだけ収集するよう努める。

2 資料選定上の留意事項

資料の選定にあたっては、収集方針に基づき、市民の読書傾向及び出版動向を把握しながら次の事項に留意する。

- (1) 宣伝や流行に惑わされず、好み・主観を排除すること。
- (2) できるかぎり新しい資料で、理解しやすいものであること。
- (3) 信頼しうる資料であること。
- (4) 異なる立場を持つ資料には、できるかぎり別の立場からの資料も収集すること。
- (5) 参考図書は、できるだけ索引・参考文献・年譜等が掲載されている資料を中心に収集すること。
- (6) 性・法医学・刑事犯罪記録・劇薬・火薬・賭博的娯楽等に関するものは、特に資料的価値を吟味し、慎重に取り扱うこと。
- (7) 図版の多い資料は、特にその印刷の仕上がりを吟味すること。
- (8) 造本に留意し、堅牢性を考慮すること。
- (9) 利用度の高い資料、長く残す資料及び郷土資料等は複本を備えるようにする。
- (10) 利用者の意向を正しく選択に反映させるようにすること。

3 視聴覚資料選定基準

- (1) ビデオ・CD等で広く市民の教養・文化の向上に資するものは、できるだけ収集する。
- (2) 児童向けのものは、人格形成の観点から、情操教育上必要と思われるものを収集する。
- (3) 郷土の理解に役立つものは、保存用も含めて収集する。
- (4) 保存的資料として価値の高いものは、努めて収集する。

大船渡市立図書館資料除籍基準

図書館資料を適切に管理し、常に有効な利用状態にするため除籍を行う。

1 亡失除籍

- (1) 資料が利用者の事情で亡失し、回収不能となったもの。
- (2) 資料の点検で所在不明が判明し、調査しても不明のもの。

2 汚損・破損除籍

汚損・破損がはなはだしく、修理または製本ができないもの。

3 不要除籍

- (1) 資料の内容が時の経過等につれ、文献的価値・利用価値を失ったもの。
- (2) その他館長が不要と認めるもの。

4 管転換除籍

資料の有効的活用を図るため、他の市機関に所管替えを行うもの。

5 譲渡除籍

市所管以外の施設に無償で譲渡するもの。

6 数量更正除籍

図書資料で利用上及び管理上、合冊又は分冊にする場合には、いったん除籍するものとする。

□ 子どもの読書活動推進に関する取り組み □

(令和2年度実施事業から)

I	小学校	1
II	中学校	8
III	高等学校	11
IV	こども園・保育園・幼稚園・保育所	12
V	読書ボランティア団体	16
VI	市立図書館(令和3年度予定事業)	18

I 小学校

1 盛小学校

(1) 読書月間

(内容) ① 6・10・2月の年3回設定する。

② 個人ごとの「ポイントラリーカード」「読書貯金カード」等に本を借りたら、シールを貼る。カードが満点になったら、図書委員会が作成した「いつでも2冊借りられる券」または「しおり」がもらえる。

(成果) 読書月間中は、本を読む児童が増加した。また、図書室に足を運ぶ児童も増加した。

(2) 読書まつり

(内容) ① 「図書おみくじ」を設置し、図書室入り口を工夫する。

② 「ポイントラリーカード」の取り組みを行う。カードには、図書分類番号が記されていて、借りた図書の分類番号の箇所にシールを貼る(分類番号913の図書を借りたときは「9」に、264の図書を借りたときには「2」にそれぞれシールを貼る)。カードが満点になったら、図書委員会が作成した「いつでも2冊借りられる券」または、「しおり」がもらえる。

③ 「本物野菜クイズ」を行い、図鑑や百科事典への興味や意識を高める。

④ 図書委員会の児童による「教科書クイズ」を行い、発展読書につなげる。

(成果) ① 「ポイントラリーカード」に取り組むことで、本を読む児童が増加した。また、図書室に足を運ぶ児童も増加した。

② 教職員から、いろいろな分野の本を読ませたいという希望があった。「ポイントラリーカード」に取り組むことを機に、いろいろな分野の本を読む児童が増加し、教職員の願いにも応えることができた。

③ 「教科書クイズは、児童朝会で行ったこともあり、全校児童の読書の意欲づけにつながった。

(3) ボランティアによる読み聞かせ

(内容) ① 毎月1回、朝(8:15~8:30)の時間に、学年ごと、それぞれの教室で行う。

② 「おはなしころりん」が進めている。

(成果) ① 児童が静かに聞き入っている。

② 楽しみにしている児童が多い。

2 大船渡小学校

(1) 各教科の中での読書活動(年十数回)

国語・並行読書や社会・総合的な学習の時間の調べ学習の中での読書。本は限られているが、昨年度、新たに活用できるような本を購入することができ、活用の機会が増えた。

(2) 読書感想文(年1回)

学年ごとに取り組み、1人1冊の本について感想文を書いた。

(3) 朝読書(週1回)

金曜日の「朝学習」の時間に、15分間の読書の時間を設定している。週1回ではあるが、集中して本を読んでいる。

(4) 親子読書(年2回)

夏休み・冬休み期間中に親子でともに読書をし、感想を書く活動を続けている。「親子読書」は各家庭

にとって難しいのが現状だが、実施後の感想を読むと肯定的なものが多いので続けていきたい。

(5) 「おはなしころりん」による読み聞かせボランティア(年12回)

年に数回、各学年に入って読み聞かせをお願いしている。限られた回数ではあるが、児童は楽しみにしている。

(6) 図書支援活動地域ボランティアの活動(年20回)

蔵書管理から図書配架の工夫まで、子供たちが本に親しむような活動を行っている。今後も継続した活動をお願いする。

(7) 図書委員会の活動

① 毎日の貸出活動

② 「読書の木」「集めてぺったん」「お奨め本イラストコンクール」等のイベントを計画し、読書を推進している。

3 末崎小学校

(1) 新刊図書の購入

(内容) 年間1~2回程度、学校予算及び支援の図書カードで新刊図書の購入をした。

(効果) 新刊図書が図書室に並ぶ時期には、図書室を利用する児童が増えた。

(課題) 予算の関係で、新刊図書の購入冊数が少ない。

(2) 図書室外への貸出し

(内容) 日常の図書室利用だけでなく、教科の学習に関わる関連図書を学年で借りて、図書室外でも活用できるようにしている。

(効果) 並行読書を行わせるときに、身近なところに本があることで、本を読む機会が増えた。

(3) 長期休業中の貸出し

(内容) 長期休業中も図書室の本を貸し出し、本に触れる機会を多くした。

(課題) 利用する児童が少ない。

(4) 「多読賞」の表彰

(内容) ① 学年ごとに「目標冊数」「目標ページ数」を提示し、達成した児童に賞状を配布する。

② 読書をしたら、それぞれ「読書ファイル」に記録させる。

(効果) 目標を設定することで、たくさん本を読む児童が増えつつある。

(課題) 「読書ファイル」に記入することを忘れる児童がおり、目標を達成していても賞状をもらえない児童がいる。

(5) 必読図書の選定

(内容) 国語の関連図書の中から必読図書を選定し、図書室前の廊下に「必読図書コーナー」を設けている。

(効果) 興味のある本だけでなく、国語の関連図書にも触れることができる。

(課題) 国語の教材が新しくなったので、図書の購入を計画的に行わなければいけない。

(6) 図書員会の活動

(内容) 図書委員会(児童)の取り組みとして、「おすすめ本紹介コーナー」の設置や「読書祭り」の一環として「図書ビンゴ」を行った。

(効果) 取り組み期間内に、図書室に出入りする児童が増え、いろいろなジャンルの本を読む児童が増えた。

(課題) 毎年の活動で、高学年の児童にとってはあまり魅力的ではなくなっているように見受けられるので、取り組み方を工夫する必要がある。

(7) 移動図書館車の活用

(内容) 市立図書館や「おはなしころりん」の移動図書館から、「学級文庫」として毎月30冊程度借りている。

(効果) 学校の図書室にはない本を読むことができ、児童は興味を持って読んでいる。

(8) 「朝読書」の推進

(内容) 毎週水曜日、全校で「朝読書」に取り組んでいる。

(効果) ① 普段、自主的に本を読まない児童も、読書の時間を設定することにより、本に触れる機会を持つてゐる。

② 朝読書をすることにより脳が活性化され、1校時の授業から集中して取り組むことができる。

(9) 読書ボランティアによる読み聞かせ

(内容) 月1～2回、読書ボランティアによる読み聞かせを行っている。

(効果) 読書ボランティアが読んでくれた本に児童が興味を持ち、読んでみたいという意欲につながっている。

(10) 家庭読書の推進

(内容) 家庭学習の一環として、毎日10分間程度の家庭読書に取り組ませている。

(効果) 家庭の協力を得ながら、毎日読書をするという習慣が身に付いてきた児童が増えてきた。

(課題) 家で読書をする習慣がなかなか身に付かない児童もいる。

(11) 親子読書

(内容) 長期休業中に親子で本を読む機会を設定している。

(効果) ① 親子で読書をすることにより、1人で読書をするよりも楽しさが増すようである。

② 子どもがわからない言葉の意味を親が説明することで、語彙の量を増やすことができる。

●新規実施予定

教科の関連図書の購入 国語の教材が変わったことに伴い、それに関連する図書を計画的に購入し、並行読書に生かせるようにする。

4 赤崎小学校 (○=効果 ●=課題)

(1) 読書週間(6月15日～21日)

① 朝読書 朝学習の時間に読書

○ 時間が確保され本に親しむことができた。

② 読み聞かせ 朝読書の時間、図書委員が1・2年生に対して、大型絵本の読み聞かせを行う。

○ 1・2年生が喜んで聞いてくれた。紹介した本の関連本の紹介により、読書意欲が高まった。
図書委員は達成感を味わえた。

③ 図書郵便 「図書郵便はがき」で本を紹介しあう。

○ 異なった学年で本の紹介をしあうことができた。

④ 家庭読書 家庭で読書に取り組む。(1週間)

○ カードを使った取り組みなので、この期間はいつもより頑張って読む児童が多い。

● 取り組みに個人差がある。(本人・家庭による評価アンケートから)

(2) 読書まつり(11月9日～27日)

- ① 朝読書
- ② 読み聞かせ(図書委員)
- ③ 図書郵便
- ④ 読み聞かせ「おはなしころりん」おはなし会
 - 学校にはない本の紹介をしてもらえた。じっくり本の世界に浸る時間となった。
- ⑤ 図書ビンゴ 分類番号でビンゴ
 - さまざまな分類の本を読む機会となった。
- ⑥ 題名しりとり 書名でしりとりしながら読む。
 - さまざまな本に親しむ機会となった。
- ⑦ くじ引き 期間中5冊以上読んだ児童を対象に、景品付きのくじ引きを行う。
 - 毎日、本を借りに来る児童が多くなった。

(3) 先生方のおすすめ本

昼時間の校内放送で、先生方におすすめの本を紹介してもらおう。図書室に本を展示する。

○ いろいろな本に触れる機会となっている。

●新規実施予定

学年のおすすめ本 発達段階に応じて読んでほしい本をリストアップし読ませる。

5 猪川小学校

(1) 読書強化週間(6月・11月)

(内容) 図書委員会の活動

スタンプラリー 貸出ビンゴ おすすめの本紹介 図書委員体験
期間中の読書冊数調べ 1年生への読み聞かせ

(成果) 期間中はたくさんの児童が来館し、読書推進の効果が見られた。

(2) 「かもしか号」「おはなしころりん」による本の貸し出し

(成果) 毎月本を借りることで、教室内に常に40～50冊の本を設置できている。

(3) 図書支援活動地域ボランティアの活用

(成果) 本の修理、新刊図書の受付、図書室内の整理をお願いしている。

6 立根小学校

(1) 朝読書(全校一斉)

毎週月曜日の朝活動の時間に、朝読書を実施している。どの学級も、静かに読書に親しむことができている

(2) 読み聞かせ

1・2年生が、朝読書の時間に「おはなし ころりん」に読み聞かせをしていただいている。子どもたちは、楽しんで読み聞かせを聞いている。(1学期7回 2学期10回 3学期5回 計22回)

(3) 移動図書館「かもしか号」の利用(月1回)

「かもしか号」から学級ごとに本を借り、係の児童と担任が本を選んでいる。さまざまな本から選ぶ楽しみを感じている。

(4) 「おはなしころりん」の利用(月1回)

各学級に合わせて、本を選んでいただいている。「ころりん新聞」でおすすめの本を紹介してもらうことで、読書のきっかけづくりに役立っている。

(5) 図書館まつり

図書委員会の発表や、ボランティアグループ(「おはなしころりん」「おはなしころりん」)の読み聞かせを行った。読み聞かせは、学年ごとに行い、お話の世界に浸ることができた。(11月)

(6) 読書ビンゴ

2学期の読書月間に、図書委員会が計画して行った。ビンゴを目指して、多くの児童が図書室を利用することができた。

(7) 図書支援活動地域ボランティアの活用

児童が本に親しめるように配慮・工夫しながら、図書室の整理などをしていただいている。(毎週火曜日)

(8) 「多読賞」などの表彰

学年ごとに、「読書冊数目標」「図書室利用目標」を設定している。

学期や年間で目標を達成した児童を表彰している。

(9) 東南アジアに絵本を贈ろう2020

6年生39名が、東南アジアに絵本を贈るボランティア活動を行った。「おはなしころりん」の指導を得ながら、貴重な体験をすることができた。(10月)

7 日頃市小学校

(1) 朝読書

毎週月・木・金の朝活動の時間に実施。静かに自分の読みたい本を読む姿が全校で見られる。

(2) 学級文庫の充実

市立図書館「かもしか号」から各クラスに20冊、市内の読書ボランティア「おはなしころりん」から、学年にふさわしい本やリクエスト本を入れた図書25冊が常時学級に置かれ、自由に読むことができる環境にある。本にふれる機会が多くても、さまざまな種類の本に興味を持つきっかけになっている。

(3) 読み聞かせの定期的な実施

市内の読書ボランティア「おはなしころりん」による読み聞かせを、毎週木曜日の朝活動の時間に実施。3週間に一度、低・中・高学年ごとに実施している。 ※次年度から、月1回に変更予定

(4) 読書目標や必読図書の設定

学年ごとに、図書室から借りる目標冊数(1・2年120冊 3年100冊 4年80冊 5・6年65冊)を設定し、図書室に足を運ぶように工夫している。目標冊数を超えた児童に、学期ごとに「多読賞」を贈っている。また、学年で必ず読んでほしい本を選定し、各教室に置き、1年間で読むことができるように励ましている。

(5) 「図書まつり」の実施

11月に図書委員会主催の「図書まつり」を実施。おすすめの本を友だちに紹介する「読書郵便」やさまざまな種類の本に触れるための「読書ビンゴ」、たくさん本を借りて読んでもらうための「読書で絵を完成させよう」や図書委員会による「大型本の読み聞かせ」などを行い、秋の読書を深める機会としている。

(6) 心に残った本の記録の継続

週末課題で「心に残った本カード」を書き、心に残った本について書きとめている。廊下に掲示したり、友だちとカードを読み合う時間をつくったりして、本を読む意欲にもつなげている。

(7) 親子読書の実施

冬休み中に親子で読書をして、「親子読書カード」を書いてもらっている。親子で同じ本を読んで、お互いの感想を知る機会としている。

8 大船渡北小学校

(1) 朝読書・読み聞かせの取り組み

毎週月曜日の朝活動の時間に実施。

○読み聞かせは低学年で実施。(今年度は、新型コロナウイルス感染症感染防止のため未実施)

(2) 学級文庫の充実

各学級に、市立図書館「かもしか号」と、市内の読書ボランティア「おはなしころりん」より常時図書が置かれ、自由に読むことができる。また、国語の教科書関連の本も教室に設置している。学習に必要な図書を学級単位で貸し出すこともあり、様々なジャンルの本や学習に必要な本をすぐ手に取ることができる環境を作るようにしている。

(3) 読書目標の設定

学年ごとに目標冊数(低学年 120 冊 中学年 80 冊 高学年 40 冊)を設定し、たくさん本を読むように呼びかけている。目標冊数を超えた児童には「多読賞」を贈っている。

(4) 読み聞かせの実施

6月の梅雨の時期に、図書委員会の児童が紙芝居の読み聞かせを実施。雨天の日のみの実施で、室内での過ごし方の一つに設定し、より多くの児童が図書室に足を運ぶように工夫している。

(5) 読書月間の実施

11月に図書委員会主催の「読書月間」を実施。児童朝会でおすすめの本を紹介やスタンプラリー、ぬりえコンテストなどを開催し、図書への関心を高めている。

(6) 読書の記録の掲示

廊下に「読書の記録」を掲示し、自分や友達がどんな本を読んでいるのか、何冊ぐらい読んでいるのかなどがわかるようにしている。担任も児童の読書冊数や読書傾向を把握しやすく、図書室に通うように促したり、本を薦めるのに役立っている。

(7) 親子読書の実施

冬休み中に親子で読書をすることを推奨し、「親子読書カード」に取り組んでいる。同じ本を読むことにより、親子で交流する機会としている。

【成果と課題】

教室には常時50冊以上の本が置いてあり、児童はたくさん本を読むことができる。図書室に足を運ぶ児童も多い。

しかし、高学年になってくると、読書に対する意欲や環境において個人差が目立ってくる。また、図書館の蔵書は古い本が多く、児童の興味関心や時代にそぐわないものも多いため、図書室の環境整備が必要である。

9 綾里小学校

(1) 読書強化月間

(内容) 6月と11月に図書委員会を中心に行った。

6月:読書ビンゴと図書委員のおすすめの本紹介

11月：読書ビンゴとおすすめの本紹介

図書祭り(「おはなしころりん」による読み聞かせ、各学年の代表によるおすすめの本紹介、図書クイズ)

(成果・課題) いつも以上に図書室から本を借りる様子が見られたが、本を借りる冊数が少ない児童がいたので、取り組み内容や呼びかけなどを工夫する必要があった。

(2) 親子読書

(内容) 夏休み・冬休みに、日にちを決めて親子読書に取り組み、読んだ本について「読書カード」に感想を記入し、休み明けに学校の図書室前廊下や各学級の教室に掲示する。

(成果) 夏休み明けの提出はたいへん良く、本の感想を親子で交流できたという感想が多く寄せられた。

(3) クリット(読み聞かせボランティア)による読み聞かせ

(内容) ① 低学年向けの読み聞かせ 5回(1・2学期)

② 中学年・高学年向けの読み聞かせ 各1回(3学期)

(成果) それぞれの発達段階に応じた本を選んで読み聞かせをしていただいた。子供たちはとても楽しみにしている様子だった。

(4) 図書支援活動地域ボランティアの活動

(内容) 毎月1回、図書支援活動地域ボランティア2名が来校し、新刊図書の受け入れや、図書室の環境整備などを行っている。

(成果) 季節に合った掲示や手に取りやすいように本を工夫して並べていただき、読書環境が向上した。

(5) 移動こども図書館の利用

(内容) 毎月1回、市立図書館「かもしか号」と「おはなしころりん」から学級用の本を借り、教室内で利用している。

(成果) 学年に見合った本を借りることができるので、すき間時間に読書に取り組めた。

10 越喜来小学校

(1) 朝読書

毎週金曜日の朝学習の時間をあてて実施している。

(2) 読み聞かせ

各学級とも年間9回程度、朝読書の時間を利用してボランティア団体の方々に実施していただいている。

(3) おすすめ本

年間5回記入している。用紙を廊下に掲示するほか、図書支援活動地域ボランティアが実際の本を図書室にコーナーを設けて展示している。

(4) 読書の記録

学校の図書室から借りた本の個別一覧表を、「おすすめの本」記入にあわせて印刷し、各自ファイリングしている。この読書ファイルは、6年間(卒業まで)使う。

(5) 読書まつり・ミニ読書まつり

2学期に「読書まつり」、1・3学期に「ミニ読書まつり」を実施。読書ビンゴやしおり作りなどを行い、連日にぎわっている。

(6) 図書まつり

児童会行事として、1授業時間、図書委員会中心に、ボランティア団体による読み聞かせと「読書クイズ」を行っている。

(7) 音読書

研究部の提案により、全校で週末の音読書に取り組んでいる。

(8) 多読賞

学期ごと及び年間の目標冊数を学団ごとに決めて、達成した児童を表彰している。今年度は1・2学期とも全児童が達成した。

11 吉浜小学校

(1) 朝読書

週1回実施。毎日朝読書とする強化週間は年2回実施している。

(2) 家庭読書

毎月1回、家庭にも協力していただき、読書時間の共有や語り合い等、読書への意欲向上につなげることができている。

(3) 図書委員・6年生の「おすすめの本」紹介

年度初めと年度末に行い、読書のきっかけ作りとしている。

(4) 図書委員会の活動

読書スタンプラリー、読書クイズ、挿絵コンテスト、読書ビンゴ、読み聞かせ会、図書委員会朝会の実施

(5) 各学期、年度末の多読者表彰

図書委員会の活動を中心に、読書への意欲を継続させるものとなった。

(6) 長期休業中の読書記録と本の紹介

長期休業中の読書目標を設定し、個々の読書記録と本の紹介カードを掲示して、交流を図る。

(7) 移動図書館「かもしか号」の利用

年8回の利用。学級ごとに児童が交代で借りるのを楽しみにしている。ただし、月曜日の指定だったので、振替休日等に当たると、利用できないことがあった。

(8) 「おはなしころりん」の読み聞かせ

年12回。読書以外の本とのふれあい方を学ぶ機会となっている。

(9) 「おはなしころりん」の「分館図書」

年9回。「かもしか号」の本とともに、児童のすぐ手に届くところにあることで、本に親しみやすい環境になっている。

II 中学校

1 第一中学校

(1) 朝読書

(内容) 朝15分間、教室で自分の興味のある本を読む。

(成果) 静かな環境の中、本に向き合う時間が、生徒たちの心を落ち着ける効果があった。

また、朝読書をきっかけに、休み時間に読書をする生徒が増えてきた。

(2) 図書館でのクイズ大会(図書委員会主催)

(内容) 図書委員会により、図書室でクイズ大会を開き、正解した生徒には、本のしおりをプレゼントした。

(成果) 関心を持って、図書室に足を運んでくれた生徒が増えた。

●新規実施予定

授業と関連した図書紹介

国語の授業の中で、図書室の本を紹介する授業を展開する予定。

2 大船渡中学校

(1) 朝読書の実施

全校朝会や学年朝会のない日の朝に実施。時間は8:20～8:30の10分間。学級文庫の本(学校図書館や「かもしか号」から学級として借りてあるもの)、または各自持参したものを読んでいる(雑誌や漫画等ではないもの)。

(2) おすすめ本紹介

「図書委員がおすすめする本」を紹介するポスターを作成し、掲示。年2～3回程度。

(3) 「図書だより」の発行

コンクールのお知らせや、読書感想文の紹介、図書の紹介など。長期休業前に配布。

(4) 読書記録

読んだ本について、タイトルや簡単な感想等を記入する。

(5) 授業をとおしての指導

国語の時間におすすめ本紹介文を書いて掲示。年1回程度。

(課題) ① 上記の取組については、もう少し回数を増やし、定期的な取組としていくこと。

② 指導や取組が点として終わっているように感じるので、意識や取組を継続していくこと。

3 末崎中学校

(1) 朝の読書活動

(内容) 毎日8:15～8:30の15分間を全校朝読書の時間としており、生徒一人ひとりが自分の読みたい本を持参して、年間を通じて読書をしている。

(課題) 自由読書ではあるが、一層読書の質を高めることが必要である。今後、生徒間の読書交流や良書選択などで指導の工夫を要する。

(2) 「かもしか号」による学級単位の集団貸出し

(内容) 5月から8月までの間、「かもしか号」巡回日に学級単位で集団貸出をしていただいた。市立図書館が選書した図書(1学級あたり約30冊)を月単位でお借りした。翌月は一度返却した後、他の学年が借りていたセットをお借りしてローテーションした。

(成果) 市立図書館司書の方が良書を選択してくださるので、質の高い読書活動に導く手立てとなった。

(3) 「かもしか号」を利用した代表生徒による借出

(内容) 学級の代表生徒による選書で1か月間図書を借り出して級友と読んでいる。

(課題) 生徒による選書には意味があるが、生徒が通常の学校生活の中でじっくりと選書する時間の確保が難しい。昼休みにも日常的に集会等が開催されるなどの中学校の現実がある。また、巡回車からの図書選択となると、良書との出会いの幅が限られるのではないかと思う。

(4) 新規購入図書の「味見読書」

(内容) 国語科の読書指導の一環として、新規購入図書を「1冊1分間だけ」読み、次々とローテーションして1時間で計20冊程度の読書をさせた。

(課題) 日常では手に取らないような本にも触れさせ、読書に誘うことがねらいである。継続的に実施でき

ればよいが、教科内では時間の確保が難しい。

(5) 一行から始まる「400字読書感想文」

(内容) 読書後、文章の中から自分の気に入った一行(一部分)を選んで紹介し、そのことに端を発した感想文を400字程度で、全生徒に書かせた。

(成果) 読書感想文を書く憂鬱を軽減し、文章を書きやすくする工夫であった。

(6) 国語科家庭学習課題での「書き写し活動」

(内容) 毎週1回、国語科の家庭学習課題として、専用のノートに多様な文章の「書き写し」をさせた。教師が有益だと感じる多様な文章や新聞記事等を使って書き写させている。

多様な価値観や人生、言葉を知り、文章構成や表現のしかたを知ることに、体で取り組ませている。

(成果) 生徒は課題を苦痛に思うこともあるが、毎週の文章を楽しみにする部分も見られている。

(7) 図書支援活動地域ボランティアによる図書整備と管理

(内容・成果) 図書支援活動地域ボランティアの協力を得て、図書の廃棄や修理、配架等を行い、学校図書館の管理運営を最適化することができた。

4 赤崎中学校

(1) 図書支援活動地域ボランティアの活用

令和3年度の学校統合に向けて本の整備をしていただいている。配架や展示など細かいところまで配慮していただき、居心地の良い図書室を作っていただいている。

(2) 図書館オリエンテーション

年度当初、生徒に対して、国語科担当による図書室の利用について説明。生徒が興味を持って図書室を利用できるよう促している。

(3) おすすめ本の紹介

全校生徒が自分で面白いと感じた本の紹介カードを書き、校内に掲示する。

(4) 長期休業前の全員貸し出し

長期休業(夏・冬・コロナ)前に、全校生徒が図書室から本を借りる取組み。

(5) 年間を通じての本の陳列等

防災コーナーや朝読書用の本を、年間を通じて廊下に配置し、いつでも生徒が本を手にとれるようにしている。

●今後の取り組み

① 一人でも多くの生徒が本に興味を持ち、読書が好きになれるよう今年度の取組を踏襲していく。

② 読み物だけではなく、調べたいことがあるときに来館する生徒を増やしていきたいので、各教科とも連携を図っていきたい。

③ 学校統合に向けてさらに図書ボランティアとの連携を図っていく。

5 綾里中学校 ※令和2年度末をもって閉校

(1) 朝読書

(内容) ① 日課の中に、朝読書の時間(8:15~8:30)を設け、読書時間を確保した。

② 読んだ本は、「読書記録カード」に記録させた。

③ 学年ごとに課題図書を設定した。

1年生:「いわ100」掲載本 2年生:偉人の伝記 3年生:文豪の作品

(課題) 朝読書の時間と職員朝会の時間が重なっているため、教員が教室にいないときには、宿題等をしている生徒も見られた。

(2) 読書感想文コンクール応募

(内容) 夏休みに「読書感想文」を課題とし、優れた作品を青少年読書感想文コンクールに出品した。

(課題) 生徒に対する本の選定や読書感想文の書き方について、指導のための時間の確保が難しい。

(3) 校内ビブリオバトル(書評合戦)

(内容) 各学年の代表者の書評の発表を聞き、読みたいと思った本に投票し、入賞者を決定する。学年ごとに予選を行い、出場者を選抜。

(課題) 今年度で3回目の開催となり、本大会の趣旨や流れ等について、周知が図られている。

しかし、コロナの影響により、一堂に会しての開催とすることができず、録画した発表を見て審査を行った。

(4) 広報委員会との連携

(内容) ① 広報委員会が毎月発行している「図書だより」に、委員の「おすすめの本」や新刊図書についての記事を掲載。

② さまざまなジャンルの本を読んでもらうため、「図書ビンゴ」を実施。

③ 多読者の表彰

(5) 「かもしか号」の利用

(内容) 月1回巡回する、「かもしか号」から本を借り、「学級文庫」を設置。

Ⅲ 高等学校

1 岩手県立大船渡高等学校

(1) 書籍の紹介

(内容) ① 授業に関連した書籍の紹介

② 文学賞等受賞作品の紹介

③ テーマを決め、所蔵の関連図書を図書室に展示して紹介

(2) 校内ビブリオ・バトル大会

(内容) 1・2年生全員で校内ビブリオ・バトル(書評合戦)大会実施

2 岩手県立大船渡東高等学校

(1) 蔵書の充実

① 年2回、図書の購入希望調査を実施し、生徒・教職員の要望を積極的に取り入れるとともに、各科の専門書を充実させる。

② 定期購読誌・新刊・話題書・新書・名作などの充実

(2) 所蔵資料の周知、広報と利用促進、読書の推進

① 「図書館たより」等による新刊書の紹介

- ② 新1年生を対象とした図書ガイダンスの実施
- ③ 読書感想文コンクール(校内・外部)への応募
- ④ 多読生徒への図書カード贈呈
- ⑤ 充実した「朝読書」の実施
- (3) 視聴覚設備・機器管理と整備
視聴覚機器を使った図書館での教育活動
- (4) 図書委員会
 - ① 図書の貸し出し当番(後期1・2年生)
 - ② 「図書館だより」の編集、発行(委員「おすすめ本」の紹介)

IV こども園・保育園・幼稚園・保育所

1 盛こども園

- (1) 絵本の貸出(5才児)
 - ① 絵本貸し出しカード → 借りた本の記載(一年分読んだ本がわかる)
 - ② 毎週1冊貸し出し → 月4回(木曜日に持ち帰り月曜日に返却)
- (2) 月刊誌配布(1～5才児)
総合絵本を活用

2 大船渡保育園

(1) 家庭への本の貸し出し

(内容) 子どもが家で読みたいと思う本を1回に4～5冊程度、自由に貸し出している。
(借りた本の名前をノートに記入する)

(成果と課題)

- ① 本を見る・選ぶ楽しさを2歳くらいから経験し、そこから家族の方が本を通じてこどもに関わってあげる機会が広がって、親子の会話も増えている。(特に父親)
- ② 子どもたちの中には、拾い読みなどができるようになっている子もいるが、読み聞かせることの大切さも伝えていきたい。
- ③ 保護者の中には、家に帰ってからの忙しい時間帯に毎日本を読んであげることが煩わしく感じてしまう方も見られ、「もういいから」とか「これ、昨日と同じだよ」などと言って大人が子どもの意欲を削いでしまうことがある。

(2) 市立図書館の利用

(内容) 年長児(5歳児)の市立図書館を活用する体験

(成果) 年長児が市立図書館に出かけて、たくさんの中の中から読みたい本を選択し、公共の場でのマナーを守り、静かに本を読んだり、本を借りてから返すまで大切に扱うことなどを学ぶ良い機会になっている。

3 明和保育園

(1) 絵本の貸出し

遊戯室に、「貸し出し絵本コーナー」を設けている。絵本を親子で選び、家庭で一緒に見たり、読み聞かせをしてもらっている。

(2) 各保育室での絵本の読み聞かせ

毎日、保育士が、各年齢にあった絵本の読み聞かせをしている。

4 末崎保育園

(1) 避難訓練(毎月)

絵本や紙芝居を通して、火遊びをしない約束や避難訓練の大切さを知らせている。

(2) 交通安全指導(年4回)

絵本や紙芝居を通して、交通ルールについて知らせている。

(3) 誕生日参観(毎月)

誕生会の中で、お楽しみとして「大型絵本」などの読み聞かせを行っている。

(4) 七夕会、クリスマス会、豆まき会、ひなまつり会等

昔からの伝統行事の由来について、紙芝居等で知らせている。

※ そのほか、日々の保育の中で絵本や紙芝居等の読み聞かせを行っている。

5 赤崎保育園

(1) 季節の遊び・行事・食育に関する絵本・紙芝居

各保育室で絵本や紙芝居を使って、年中行事(お正月・豆まき会・ひなまつり・こいのぼり・七夕・七五三・クリスマスなど)の由来や運動会・遠足などの行事に関する読み聞かせを行い、それが友だちとの「ごっこ遊び」や制作活動に生かされて、子どもたちの日常生活や遊びの豊かさにつながるよう取り組んでいる。

引き続き、絵本や紙芝居を保育活動の一部として毎日取り入れ、読み聞かせをしていきたい。

(2) 交通安全・防犯

紙芝居や絵本を用いて、①横断歩道の歩き方、②道路や車の周りで遊ばない、③(歩道は)お家の人と手をつないで右側を歩く、④シートベルトの装着、⑤知らない人にはついていけないこと等、交通安全や防犯について学ぶことで、子どもたちの交通安全や防犯に対する意識が高まるような効果が得られるよう活用している。

また、火災・地震の避難訓練時においても、事前に読み聞かせをすることで、真剣に訓練に取り組む姿勢が見られ、また、訓練後の振り返りにも活用している。

6 蛸ノ浦保育園

(1) 絵本の読み聞かせ

毎日の日課として、活動やお昼寝の前などに各部屋で絵本や紙芝居を読み聞かせしている。当番が自分の好きなものを選んだり、季節に合わせて保育士が選んでいる。

(2) 貸し出し図書

毎月1回・第3月曜日に絵本の貸し出しを行う。家庭に持ち帰り、親だけでなく祖父母やきょうだいに読んでもらう子もいる。4・5歳児は字を覚えて、自分でも拾い読みやすらすら読めるようになる。

(3) 季節の行事

お正月・節分・ひなまつり・こどもの日・七夕・お月見・ハロウィン・クリスマスなどに関連した絵本を手に取りれる場所に並べたり、読み聞かせをしている。行事の由来を知る機会となっている。

●今後取り組みたいこと

外部の方に読み聞かせをお願いする機会を持ちたいと考えている。

7 いかわこども園

(1) 日常の読み聞かせ

年齢に応じた絵本の読み聞かせを行っている。

(2) 「月間絵本」への取り組み

3歳以上に関しては、園で選んだ「月間絵本」を家庭で購入していただき、絵本に親しみ、家庭でも楽しんでいただけるような取り組みをしている。

(3) 子育て支援センター「おひさまひろば」での貸し出し絵本

支援センター利用者の絵本の貸し出しを実施

●今後取り組みたいこと

今年度は新型コロナ予防のため実施できなかったが、状況を見ながら、子育て支援センター「おひさまひろば」における「おはなしころりん」の読み聞かせを進めていけたらと考えている。

8 立根こども園

(1) 図書の貸し出し

読書週間の時期に合わせて、毎週木曜日に図書の貸し出しを行い、返却は翌週の月曜日として、年度末の3月までの期間としている。子どもたちが選んだ絵本を家庭に持ち帰り、親子のふれあい時間として実施している。(今年度は、新型コロナウイルス拡大防止のため、貸し出しは実施していない。)

9 日頃市保育園

(1) 絵本の貸し出し「もりのとしょかん」

毎日(月～金曜日)絵本の貸し出しを実施。

送迎の際に、親子で自由に借りられるように、「絵本コーナー」を開放している。

親子で「どの絵本にするか」、一緒に選んだりすることも楽しみになっているようです。絵本を通して、親子の触れ合いの時間にもなっている。

絵本を借りる家庭が決まっているので、もっと浸透するように働きかけていきたい。そして、大好きなお母さん、お父さんから読んでもらうことは、子どもにとって特別な時間であり、生涯を支えることにも繋がっていくことを少しずつでも広めていければと思います。

10 綾里こども園

(1) 絵本の読み聞かせ(乳児～幼児向け)

園児の年齢や育ちに合った絵本を選び、季節や与えたい時期等も考慮しながら、日常保育の中で読み聞かせを行う。

新型コロナ終息後は「読み聞かせおはなし会」等、園外でのイベントにも参加したいと考えている。

(2) 行事関係(遠足・七夕・運動会・発表会・クリスマス会・節分・ひなまつりなど)

行事関連の絵本を事前に読み聞かせることで、行事の内容について知り、自分なりにイメージするなど活動に期待を持てるようにする。

(3) 月刊絵本に親しむ(1歳～5歳児)

「月刊絵本」(個人購読)を保育者や友だちと見たり読んだりして楽しむ。また、家庭に持ち帰り、親子で本に触れたり語り合うなど、絵本に親しむ時間をつくる。

(4) 移動図書館車「かもしか号」の利用

毎月1回、綾姫ホール駐車場に巡回。

保育教材として紙芝居や絵本を借りて利用する。

(5) 読書の環境整備

遊戯室(ホール)や保育室など園児が手に取りやすい場所に絵本棚を設置し、「絵本コーナー」として利用する。

11 越喜来こども園

○ 特に活動は設けなかったが、毎日、お昼寝のときに、絵本の読み聞かせをしている。

● 子どもたちは、基本的に絵本が大好きだが、いま、家で絵本を買ってもらうことも少なく、ユーチューブを見て過ごすことが多いと聞く。もしかしたら、絵本に触れる機会は、園だけではないのかとも思う。

そのため、園では、できるだけ読み聞かせをしている。

ただ、あまり家の人に読んでもらう経験のなかった子は、聞く姿勢も悪く、聞けない子もいる。

家庭を指導することは難しいので、園で(絵本に接する)機会を与えたい。

今後も、日常の保育活動の中で、「お昼寝前」「朝の会・帰りの会」など、「この時間には、必ず読んでもらえる」という時間を設け、絵本に親しませていきたい。

12 吉浜こども園

(1) 安全の日

「安全の日」に合わせ、不審者対応や交通安全に関する「大型絵本」で理解を深めている。

(2) 行事関係

七夕・クリスマス・豆まき・ひな祭りなどの行事に合わせ、由来等を絵本で理解させている。

(3) 日常活動

毎日の「朝の会」「帰りの会」の前後で読み聞かせをしている。

また、昼寝前の自由時間に読み聞かせをしたり、自由に読書をする子もいる。

製作に関わり、関連した絵本を読み聞かせ、イメージ作りに活用している。

13 海の星幼稚園

- (1) 「3. 11絵本プロジェクトいわて」による絵本の読み聞かせと絵本のプレゼント
「3. 11絵本プロジェクトいわて」のスタッフによる絵本の読み聞かせなど(11/18 開催)。
 - (2) 未就園児教室開催の際の絵本の読み聞かせ
未就園児(0～3歳)の年齢に合わせた読み聞かせ。3回開催。
- 今後取り組みたいこと
善隣館書店(盛岡)のスタッフによる歌と絵本の読み聞かせ。年1回。

14 ドレミ保育所

- 毎月の誕生会や季節の行事に合わせた読み聞かせ
保育所内の行事の中で、大型絵本や本を図書館から借りて、絵本にふれあっている。
蔵書数が少ないので、いろいろな本に出会えるよう、市立図書館から本を借りて、出会いの回数を増やすようにしている。

V 読書ボランティア団体

1 歌とおはなし「クリット」

- (1) 綾里小学校おはなし会

(内容) 年7回程度実施

【1・2年生】 1時限(45分)のおはなし会

【3・4年生及び5・6年生】 2月のお昼休みにおはなし会

10年以上このパターンで「おはなし会」を実施しているので、1年生でも兄・姉などから聞いて「楽しいんだ」とわかっていて、最初から集中して話を聴き、1冊でも多く読んでもらおうと、中身の濃い「おはなし会」となっている。

綾里の子どもたちは、感性豊かなので、こちらが「ハッ」と気づかされることも多く、選書が楽しい。

- (2) ブックボーイおはなし会

(内容) 毎年4～12月 月1回 30分程度 ※令和2年度はコロナのため1回のみ

書店内で実施しているので、参加者数にばらつきがあり、乳幼児から小学2年生ぐらいまでと年齢も幅広いので、臨機応変に対応できるよう、10冊以上の本を用意するようにしている。

読書好きなパパ・ママがともに参加してくれるので、少数でも「いい読み聞かせ空間」ができていると自負している。

2 読み聞かせボランティア「こころ」

- (1) 学校行事支援

立根小学校「朝読書」(8:15から10分間) 1・2年生対象

(2) 子育て支援

- ① 市立図書館「おはなしパレード」 隔月第2土曜日(11:00から30分間)
- ② ブックポート・ネギシ本店 毎月第2日曜日(11:00から30分間)

3 特定非営利活動法人「おはなしころりん」

(1) 読み聞かせ活動

① 定期動

- ア 市内小学校 7校(約 300 回)
- イ 市内中学校 1校
- ウ 福祉施設等 3施設(約 40 回)
- エ 市立図書館(おはなしパレード・ブックスタート)
- オ その他市外施設

② 定期イベント

- ア 市立図書館(おたのしみ親子劇場)
- イ 市内小学校「読書まつり」(6校)
- ウ 市社会福祉協議会主催行事
- エ 市内保育園・学童保育等

③ 依頼による「出前おはなし会」

- ア 市内小学校(「子ども会」を含む)
- イ 市内中学校
- ウ その他の団体等

(2) 手づくり紙芝居の製作と読み聞かせ

気仙各地に伝わる民話や史実及び創作童話を題材とした「手づくり紙芝居」を製作し、読み聞かせを行う。

(3) マスコミを活用した絵本の紹介等

- ① FMねまらいん 朗読番組「おはなしのおくりもの」(毎週金曜日)
- ② FMねまらいん 情報番組「875chanねる」(毎週金曜日)
- ③ 東海新報 書評連載「絵本の世界」(隔週火曜日)

(4) 移動子ども図書館

- ① 市内小学校(11校) 全クラスに毎月30冊貸出し 「ころりん新聞」(年6回発行)
- ② 子育て支援団体(12団体) 各団体毎月1回 おはなし会・貸出し・子育て相談など
- ③ 地域巡回(高台移転先・災害公営住宅・集会所等17か所) 毎月1回
- ④ 地域交流図書室「おはなしサロン」(おはなしころりん事務所隣接)
毎週4回 おはなし会・貸出し・古本市など
- ⑤ 読書状況アンケート調査 年1回、市内全小学校(11校)の5・6年生対象

(5) 市防災観光交流センター(おおふなぽーと)関係事業

- ① 読書活動推進事業 読み聞かせおはなし会 おすすめ本の常設展示 企画展示
- ② イベント開催・交流活動 子ども遊び・防災学習など紙芝居読み聞かせを交えたイベントを随時開催
- ③ 絵本作家ワークショップ 年2回程度開催 市内保育園・小学校対象

(6) 絵本作り(東南アジアに絵本を届ける活動)

市内小・中学校及び高等学校(10校)で実施

(7) 読書推進関連講演会

市内外の養育機関・乳幼児学級・家庭教育学級などでの講演会開催(随時)

(8) 軒下古本市

事務所内外に、絵本・児童書・その他の書籍を常時約300冊配置し、無償又は低価格で提供。

(9) 「おたより やりとり 思いやり」

対面を避け、手紙(文通)による交流活動。男女19名と文通継続中。

VI 市立図書館 (令和3年度予定事業)

(1) 乳幼児・児童の読書推進

① 読み聞かせ会「おはなしパレード」(毎月第2・4土曜日)

〔対象〕小学生以下の子どもと保護者

〔内容〕読み聞かせボランティア団体を演者とした絵本等の読み聞かせ会

② おたのしみ親子劇場

〔対象〕小学生以下の子どもと保護者

〔内容〕大会場でスクリーンに絵本を大きく映し出しての絵本の読み聞かせや人形劇など

③ ブックスタート事業(隔月)

〔対象〕乳児と保護者

〔内容〕保健介護センターにおける「7・8 カ月児健康相談」の参加者に対し、ブックスタートパック(絵本等のセット)を配付するとともに、絵本の読み聞かせを行い、乳児期から本と親しむ機会を提供する。

(2) 青少年・成人の読書推進

① ヤングアダルト(中高生等対象)図書コーナーの充実

② 移動図書館車「かもしか号」による、中学校(学級単位)での貸出し

③ 図書館だよりの発行(小・中・高校生向け)

④ 「夜の図書館 de 読書会」等の開催

自薦の本を持ち寄り、互いに紹介し合うことで、読書への関心を高める。

⑤ 企画図書展の開催

所蔵資料を活用し、市内外の時節に応じたテーマに沿った関係図書を展示し、読書推進と図書館の利用促進を図る。

⑥ 市民文化会館事業との連携

「リアス・ウェーブ・フェスティバル」(2年度は実施見送り)等のイベントとタイアップし、読書推進と図書館の利用促進を図る。

(3) 読書ボランティアの育成

読み聞かせボランティア団体を通じて、関心のある方々に「おはなしパレード」など読み聞かせの機会への参加を促し、新たなボランティアの育成に努める。

また、ボランティア団体連絡会議を開催し、情報交換を図る。

(4) 学校図書館との連携

市内小・中学校15校の学校図書館と連携し、相互に補完しあうことで、児童・生徒の読書活動を支援する。

① 大船渡地区学校図書館協議会との連携

② 移動図書館車「かもしか号」の巡回(小学校 11 校・中学校4校予定/毎月 1 回)

各学校を移動図書館車のステーションに設定し、クラス単位または個人への貸出しを実施

(5) 職員研修の充実

岩手県立図書館等主催の研修受講とともに、随時職場研修を実施し、図書館運営及び利用者サービスの向上に努める。

(6) 県内外図書館との連携

岩手県立図書館及び県内公共図書館等とのネットワークを活用し、最新情報の入手等、図書館運営の充実を図る。